

環境社会配慮助言委員会

第62回 全体会合

日時 平成27年9月11日（金）14:30～17:30

場所 竹橋合同ビル 研修室8A

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

○渡辺 お時間になりましたので、岡山委員、塩田委員、田中委員から遅刻の連絡が入っておりますところ、本日の全体会合を開催したいと思います。

本日はお暑い中、久々の晴れ間が広がる中、お集まりいただきありがとうございます。本日はJICA環境社会配慮助言委員会の第62回全体会合となります。

まず、開会に際しまして、簡単な諸注意事項ということで申し上げます。本日の会合は逐語議事録を作成しておりますので、ご発言される際には必ずマイクをご使用いただきたいと思います。お手元に、3名か4名に1本程度用意しておりますので、大変恐縮ですが、ご発言される方がいる場合は回していただく等のご協力をお願いいたします。また、ご発言の際にはマイクをオンに、ご発言が終わりましたらオフにさせていただきますようお願いいたします。あと、JICA側の説明者につきましても、初めにご発言される際に所属と氏名を名乗っていただきたいと思います。

また、開会に際しまして、事務局のほうから幾つか報告があります。まず1点目です。JICAのホームページにも掲載いただきましたが、これまで助言委員を務めていただいていた松下委員が9月1日付で異議申立審査役の3人目ということで選任されました。8月31日付で解職願いが出されておりますので、JICAとして受理し、松下委員につきましては9月1日以降は委員から外れるということになりました。9月1日以降は23名の助言委員で進めていきたいというのが1点目。

もう1点目が、佐藤委員が昨年度の末頃からお休みをされておりましたけれども、本日より復帰されております。簡単に佐藤委員からご挨拶いただきたいと思います。

○佐藤委員 私ごとで僭越ですが佐藤です。昨年度末から少し体調を崩しまして、この委員会のほうも欠席をさせていただいた次第です。これまでのブリーフィングも渡辺課長のほうから受けております。また引き続きおつき合ください。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺 ありがとうございます。それでは、本日、村山委員長がご欠席ということで、本日の司会を作本副委員長にお願いしたいと思います。

作本副委員長よろしくお願いいたします。

○作本副委員長 それでは、62回の全体会合を始めたいと思います。今お話がありましたように、村山委員長が今日欠席ということで、これから見える田中副委員長と前後しながら、交代で進めさせていただきたいと思います。

また佐藤さん、よろしくまたお願いいたします。

まず、案件概要の説明ということで、今日は2件ありますので、カメルーンとコンゴですね、それを事務局のほうからお願いいたします。

○増田 いまご紹介にあずかりました、私はJICAアフリカ部アフリカ第4課長の増田と申します。恐縮ながら座ったままで失礼させていただきます。

先ほど冒頭で、カメルーンとコンゴ共和国、2国分ということで2件にはなりますけ

れども、一つの国際回廊につながる案件ということになりますので、一体的にご説明をさせていただきたいと思います。

まず、具体的な内容に入る前に、簡単に概要だけご紹介をさせていただきたいと思います。

本事業の対象は、カメルーン共和国とコンゴ共和国を結ぶ未舗装の国際回廊のうち、コンゴ共和国側の約80km及びカメルーン共和国側の約67km、この中では青く示されている区間です。そもそもカメルーンとコンゴ共和国はどこだという方もいらっしゃるかもしれませんが、俯瞰した地図が後から出てくるのですが、アフリカ大陸の、ちょうどギニア湾を囲んでもう少し赤道近くに位置するところですが、この2カ国を結ぶ国際回廊の一部をアフリカ開発銀行とのジョイントの協調融資により整備する計画となっております。

なお、後ほど詳細をご説明しますが、本事業に先行して2010年より隣接するカメルーン共和国及びコンゴ共和国内の、資料では細いオレンジの線なのですが、この区間につきましても、道路舗装事業をアフリカ開発銀行の支援により実施されている経緯がございます。

今回対象となります本事業のDD及びESIAにつきましては、先ほどご説明した細いオレンジの区間である先行する事業区間とあわせて、それぞれ2009年にアフリカ開発銀行の支援を得て実施されております。JICAはこのたび、これらの結果を踏まえまして、2カ国の案件を同時に審査を行う予定としてございまして、その際にあわせて環境レビューを行う計画としてございます。

本日のプレゼンテーションにつきましては、冒頭本事業の地理的な位置づけとあわせて目的をご説明させていただきました上で、本事業の概要、それから環境レビュー方針の概要、審査スケジュールという構成でご説明をさせていただくつもりになっております。

まず、先ほど簡単に触れましたけれども、本事業対象国となりますカメルーン共和国とコンゴ共和国の地理的な位置づけについて簡単にご説明をさせていただきます。

ちょうどこの左の地図の中では黄緑の箇所位置するのですが、コンゴ共和国とカメルーン共和国はアフリカ大陸中西部に位置する11カ国からなります中部アフリカ諸国経済共同体、フランス語読みでCEEACという略称があるんですが、その一角をなしておりまして、本事業の対象でありますコンゴ共和国、それからカメルーン共和国をつなぎます国際回廊は、このCEEACが策定した中部アフリカ運輸交通マスタープランの第一優先事業の一つに位置づけられております。

続きまして、本事業の意義、目的について簡単にご紹介させていただきたいと思います。

まず、本事業は、アフリカ連合によりアフリカ開発のための新パートナーシップイニシアチブ、通称NEPADと呼ばれておりますけれども、NEPADが域内統合の促

進を目的に掲げますアフリカインフラ開発プログラム、これは通称PIDAと申しますが、そのPIDAの一環に位置づけられております。

また、先ほどもご説明しましたとおり、中部アフリカ諸国経済共同体等による中部アフリカ運輸マスタープランの第一優先事業にも位置づけられる、中部アフリカこの地域の域内統合促進に貢献する事業というふうに位置づけられます。あわせて各国のレベルでも、コンゴ共和国及びカメルーン共和国の運輸及び道路セクター戦略やマスタープランにおいて最優先事業に位置づけられているものです。

本事業の対象地域となっておりますカメルーン共和国の南部及び東部州並びにコンゴ共和国のサンガ州というところは、カカオ、コーヒー、パームオイル、木材等の農林産品の豊富な産出地帯であるほか、ニッケル、コバルト、鉄鉱石等の鉱物資源開発も見込まれており、これら産業活動と物流の活性化を通じた地域経済の振興及び貧困削減への貢献が期待されております。

改めまして、本事業の概要をご説明させていただきます。後ほど地図をお見せしながらご説明させていただくこととなりますが、カメルーン共和国とコンゴ共和国を結ぶ既存の国際回廊上の未舗装区間のうち、コンゴ共和国側の約80km及びカメルーン共和国側の約67kmの舗装及び片側1車線道路への一部拡幅について、アフリカ開発銀行との協調融資により実施する計画となっております。

カメルーン共和国側の実施機関は公共事業省、コンゴ共和国側の実施機関は大統領府付・大規模公共事業局が担う計画となっております。

なお、JICAによる円借款の対象は、当該区間の未舗装既存道路の舗装及び片側1車線道路への一部拡幅に係る土木工事となります。この辺はまた改めまして、後ほど地図をお見せしながらご説明させていただきます。

本事業につきましては2020年中の事業の完了及び供用開始を予定しております。

なお、本事業につきましては、先ほど申し上げましたとおり、先行して整備された区間とあわせて2009年にアフリカ開発銀行の支援によりDDが作成されておりました、2014年6月にはコストの再積算が実施されております。これを踏まえまして、JICAとしては協力準備調査は実施しない予定となっております。

今ご説明しました概要につきまして、改めまして地図をお見せしながらご説明させていただきます。

下のほうに「フェーズ1」、「フェーズ2」からなる表がございますけれども、ここに記載されております「フェーズ1」というのは、先ほどご説明しました、本事業に先行してアフリカ開発銀行の支援を得て2010年より実施されている、カメルーン側98km、それからコンゴ共和国側169kmの、隣接区間の道路整備事業及び付帯事業等を指します。

今回、円借款の対象となります本事業の対象地域につきましては、右の「フェーズ2」の欄のうち、赤字で記載されている範囲となります。色が変わって申し訳ないので

すけれども、地図上は青い線で示されている区間が本事業、JICAの融資対象となる事業になります。

すなわち、カメルーン共和国側につきましては、ミントム-レレ間の67km、それからコンゴ共和国側につきましては、センベ-スアンケ間の80km区間の既存未舗装道路の舗装整備事業が対象となります。

なお、フェーズ2の対象事業のうち、その他の区間の舗装事業及び付帯事業につきましては、アフリカ開発銀行及び中部アフリカ開発銀行の支援により実施される計画となっております。

なお、本事業のDD及びESIAにつきましては、2010年から実施されている先行事業区間分とあわせまして2009年に既に実施されておりまして、両国政府による承認も得られております。また、住民移転等に係る補償につきましても、それぞれ両国政府により実施されております。

踏まえまして、本事業に係る環境レビューの方針につき簡単に概要をご説明させていただきます。

これまでご説明さしあげましたとおり、ESIAにつきましては既に策定されておりまして、先方政府による承認や補償もなされていることから、これらの結果を踏まえつつ、年内に実施予定の審査ミッションにて環境レビューを実施する計画としてございます。本日はその概要をご説明させていただきまして、来るワーキンググループでご助言を賜った上で、審査ミッションに臨みたいと考えております。

環境レビュー方針の概要ですけれども、まず冒頭ガイドラインにつきましては、2010年4月改訂の新しいJICA環境社会配慮ガイドラインを適用する計画となっております。

また、環境社会配慮カテゴリにつきましては、影響を及ぼしやすい特性及び地域に該当するという理由から、カテゴリAに分類されてございます。

環境許認可につきましては、これまでご説明さしあげましたとおり、2009年8月及び9月に両国政府によりESIA調査結果を承認されております。

汚染対策につきましては、工事中の大気汚染、騒音、水質汚濁等に対しては、散水や車両の速度制限、土壌流出対策等。それから供用後の騒音・振動等につきましては、通行車両の速度制限等の対策が計画されておりますが、これらにつきましては予算、実施体制を含む緩和策の詳細を環境レビューにて確認する方針としてございます。

続きまして、自然環境面についてでございます。カメルーン共和国側の本事業対象地域は生態系保護区から約20km、コンゴ共和国側の本事業対象地域は国立公園から約15km離れておりまして、影響は限定的と評価されてございます。

樹木の伐採につきましては、カメルーン共和国側で約220ha、コンゴ共和国側で約140haの樹木伐採の可能性が見込まれておりますが、可能な限り最小化するとともに、供用後の植林等を通じた緩和策の実施が予定されております。これらの詳細につきま

しても、予算、実施体制を含め、緩和策を環境レビューにおいて確認する予定としております。

続きまして、社会環境面でございます。本事業の被影響人数は、カメルーン側で127人、コンゴ共和国側で233人であり、構造物、作物等に対する再取得価格による補償を実施するということになっております。

また、ステークホルダー協議も2009年3月に両国にて既に実施されております。

なお、一帯には先住民族の居住地域があり、線形検討における文化的配慮やステークホルダー協議への先住民族グループへの配慮等が行われるということにされておりますが、環境レビューにおきまして住民移転計画等の内容、先住民族への配慮事項等につきまして詳細を改めて確認する方針としてございます。

また、モニタリングについてですが、大気質、水質汚濁、騒音・振動等について実施機関によるモニタリングが計画されておりますが、これにつきましても対象項目・頻度・方法・実施体制詳細について確認する方針としてございます。

最後に、今後のスケジュールについてご紹介をさせていただきます。

本日の全体会合での概要ご説明を踏まえまして、10月16日に開催される予定でありますワーキンググループにて環境レビュー方針についてのご助言をいただき、ご助言について確定した上で、年内に審査ミッションを派遣させていただいた上で、今年度末までのL/A締結を目指す計画としてございます。

以上、最後に国の概要をご参考までに添付させていただきました。これをもちましてご説明とさせていただきます。

○作本副委員長 ありがとうございます。

国をまたがる道路事業ということなのですが、皆さん方のほうからご意見、質問があればお願いします。

○石田委員 ご説明ありがとうございます。

実際にこの案件を私たちが審議するときに、いただける資料というのはどんなものになるか、大体お教えいただけませんか。準備調査じゃないので、そんなに分厚いものじゃないと思うのですが。

ただ、そうはいつでも自然環境の面だとか、社会環境の先住民族や居住地域のことも少しは気になりますので、どのようなものがいただけるか教えてください。

○増田 ありがとうございます。ご提供させていただく予定の資料はESIA、それから住民移転に関連する資料につきまして英訳したものを提供させていただく予定にしてございます。

○石田委員 わかりました。ありがとうございます。

○作本副委員長 ほかの方でご質問、意見等ありますでしょうか。

谷本さんどうぞ。

○谷本委員 2点お願いします。

スライドの7ページのところで、それぞれ「舗装」という言葉を使って説明をされていますけれども、カメルーン側で67kmですか、それでコンゴ共和国側で80km。かなりの距離なのですから。気になる点は、この部分で橋梁があると思うのですが、そのあたりは処理をされるのでしょうか。恐らくかなり古い道路だと思います。ですから、橋梁部分というのはボトルネックになる場所ですから、そのあたりの処理はどのようにされるのかという点が一つ気になる場所です。

もう一つは10ページのところで、両方とも「プランテーション材」と書かれていますけれども、どういうふうなものが伐採される、どういう樹種ですね、これもわかれば教えてください。以上です。

○増田 ご質問ありがとうございました。

まず1点目の、橋梁の扱いについてですが、当該区間につきまして、小さい河川等があることは確認しておりますが、いわゆる大きな橋梁がかかるようなところはございません。ですので、そういう小規模の橋についてはこの計画の中に含まれるということですが、いわゆる大きな橋梁ではないということをご認識いただければと思っております。

また、プランテーション材についてですが、ご説明の中でも少し触れましたけれども、例えばカカオとか、パーム油とか、そういうものが対象になるというふうに認識しております。

○作本副委員長 ご質問に対する回答はよろしいでしょうか。

谷本委員、今のご回答はよろしいですか。

○谷本委員 はい、結構です。

○作本副委員長 ありがとうございます。

では、ほかの方で。

鋤柄さんお願いします。

○鋤柄委員 ご説明ありがとうございました。私も2点ほど。

1点目は、今の谷本先生の質問に関連してです。この伐採に関してなのですが、特にカメルーン側は220ha伐採が発生する可能性があるということで、対象となっているのは67kmですので、ならしてしまえば片側15mぐらいつつと、かなり大きいような印象があるのですが。拡幅も入っているということですが、それほど伐採する必要性とありますか、そこをわかる範囲で教えていただきたいということが1点と、あと参考のところで、コンゴ共和国にはこれまで円借款がされていないのか、14年度でされているのかわかりませんが、初めてということになるとすると、何か特別な、条件をクリアしているというか、そういう判断というのはどのようにされているのか、参考までにお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○増田 ご質問ありがとうございました。

まず1点目の森林伐採の対象なのですけれども、中でもご説明をさせていただきましたとおり、基本的には既存の未舗装道路の舗装になります。ただし、一部区間につきましては片側1車線、両方2車線ということで、通行するには細い場所であるとか、あるいはその通行上支障の生じやすいような線形というものがありまして、その線形を修正する部分がございます。そういう観点から、既存未舗装の舗装道路ではありますが、森林伐採が必要な部分が出てくるということになってございます。

また、コンゴ共和国は、この案件が成立しますと初めての円借款ということになります。初めての円借款ということになりますので、ほかの一般の国もそうですけれども、マクロ経済の状況には十分注意をしながら、世銀、IMF等の評価も慎重に分析して進める計画としてございます。

また、実際のオペレーションにつきましても、できるだけ管轄する事務所等から頻繁に説明をするなど、そういうフォローをしていくことを考えております。

○鋤柄委員 2点目のほうですけれども、特に初めて円借款をするということに当たって、国の格付変更というのは変ですけれども、そういう手続が特別に生ずるということではないのですね。総合的に判断してお金を貸すことで問題がないと判断したというふうに理解してよろしいでしょうか。

○増田 先ほど簡単にご説明させていただきましたけれども、マクロ経済の状況等につきましてJICAとして独自の調査をして評価はしてございます。その結果をもって、前に進めるという判断をしながら検討を続けていくことになっております。その調査につきましては既に実施をしてございます。

○鋤柄委員 わかりました。ありがとうございました。

○作本副委員長 柳委員。

○柳委員 この7ページの、スライドの7の図表ですけれども、これで赤字がというのが、上にある図では青字のところですよ。ここは表記がわかりにくいのでちょっと混乱したのですけれども。

○増田 そうですね。すみません。

○柳委員 JICAが支援するところ以外の、このンタムからの両サイドの道というのは、これはもう既に舗装がされているということなのですか。そこを一部拡幅するとか、そういう計画で、それはJICAがしないで、既に終わっているということなのでしょうか。

○増田 左の「フェーズ1」というふうに書いてあるところが既に2010年に実施を始めている区間なのですけれども、コンゴ共和国側の、ちょっと見づらいんですけれども、道路整備事業の2行目のところです、「Sembe⇄Ntam」という、この区間がちょうどこの青い、コンゴ共和国側の区間になりますが、ここの拡幅については既にされております。

ただし、依然未舗装の状態になりますので、この区間の舗装につきましては、今回

JICAが円借款を実施する事業区間とあわせまして、アフリカ開発銀行の支援等を得ながら、これから舗装が進められるということになっております。

○作本副委員長 よろしいですか。

○柳委員 今の説明ですと、ンタムとスアンケの間も、それはアフリカ開発銀行が支援して整備するということなのですね。

○増田 はい、そういうことでございます。

○柳委員 そうですか。わかりました。

○作本副委員長 それでは日比委員。

○日比委員 ありがとうございます。

先ほど何度か質問に出ていた、そのプランテーション材等の樹木の伐採というところで、ご説明もいただいて。聞き違えていたら申し訳ないのですが、ここはカオヤパームオイル等のプランテーションにかかる場所の伐採が一部発生するというふうにお聞きしたかと思うのですが、となると、もちろん生態的な影響がない訳ではないのでしょうか、むしろ社会環境的な影響なのかなというふうに思っています。どういう意図で自然環境面にこのプランテーションの伐採——伐採というよりも、そのプランテーションの破壊というか、転換という側面のほうが強いかなと思ったのですが。

○増田 ご指摘ありがとうございます。

ご指摘のとおり、社会面それから自然環境面、両面影響するということではあると思いますけれども、主にそのプランテーション材の木材が伐採対象になるということで結構かと思います。

あと、二次林も一部含まれるということでございます。

○作本副委員長 では、お二人ということで、松本委員からまずお願いします。

○松本委員 細かいことは恐らくワーキンググループで議論されると思いますので、少し大きいところで気になるものだけ教えてください。

いただいた地図を拝見すると、つまりジュムからケッタまでの全体の区間があって、今回の要請区間も協調融資というふうにおっしゃっていましたので、つまりこれは全区間をAfDB、アフリカ開発銀行は融資をしているという意味かと思います。この全区間がAfDBの融資区間であって、この何か虫食いになった二つの区間だけJICAに協調融資が要請されている。何となく、ちょっとにおいがしたもので伺いたいのですが、何でこういう二つの区間だけ虫食いでJICAに協調融資が上がってきているのか。

もちろん、それは何か問題があってというよりは、むしろ何か別の理由、政治的な理由があるのかもしれませんが、もし何か特別な理由があるのであれば教えてほしいと思いました。

○増田 ありがとうございます。

まずオレンジの細い区間のところですが、こちらはフェーズ1になりますので、

既に事業が開始されているものでございます。今回対象になりますフェーズ2のうち、なぜ青いところを虫食い的に見えるような形でJICAが円借款をすることにしているかということですが、いずれもコンゴ共和国側も、それからカメルーン側も、それぞれセンベ側から、あるいはミントム側から施工が始まりますので、早い段階から施工管理をしやすい形で整理をしたということでございます。

○松本委員 特に理由はないという意味、何かまだよくわからないのですが。EIAは、ここを見ると、フェーズ1、フェーズ2一緒に承認を2009年にされていますから、両国政府からすると、ジュムからケッタは一つの案件として見ていて、融資が少しずつ始まっているということだと思ったのですが、そのセンベとミントムからそれぞれ80km、67kmという区間だけがJICAであるという理由がもう一つわからなかったのですが。逆に言えば、特にそれはないのですよと、何か偶然的なものなのか、もう一度だけ教えてください。

○増田 ありがとうございます。

まず、なぜフェーズ1のところに入らずにフェーズ2かというところはありませんけれども、それはTICAD Vを踏まえまして、アフリカ開発銀行との協調融資を倍増させていくという表明が2014年になされた上で、目標年度までに実現できる事業をアフリカ開発銀行と日本政府との間で協議をした、そのスコープに入っているということが前提として一つございます。

それから、そのフェーズ2の中で、ミントム-レレ、それからセンベ-スアンケにした、そこじゃなきゃいけなかった理由が逆にあるという訳ではないですけれども、先ほど申し上げましたとおり、まず工事はそこから開始されて、工事の管理がしやすい。特にこの区間につきまして、JICAの支援対象としますコンポーネントを、赤いところで書きましたとおり、幹線の舗装道路ということに区切っておりますので、そこだけ切り出しやすい区間ということで、この青い区間を対象にした経緯がございます。

○作本副委員長 それでは、時間の関係もありますので、最後の。

では、お二方の質問ということで、先に長谷川委員のほうからお願いします。

○長谷川委員 今ちょうど出ているスライド7番なのですけれども、両国とも付帯事業の中に、「生物多様性保全」というのがあります。これは黒字なので、アフリカ開発銀のほうを担当になるかと思うのですが、今回の環境レビューを行う中で、この生物多様性保全という付帯事業は、どんなかわかり方というか、位置づけというか。例えば、樹木の伐採があったときに緩和策を問うとか、そういうJICA側の方針があるのですけれども、こんなところと何か関係性が出てくるような付帯事業の内容なのかどうか、もしおわかりになれば教えてください。

○増田 ご質問ありがとうございます。

まず、ご質問にありました伐採等の対策につきましては、ESIAの中で整理をしている項目でございますが、対象地域の生物保全に係る啓蒙活動とか、そういう事業がこ

の生物多様性保全の活動の中に主に含まれているというふうにご理解いただいて結構かと思います。密猟対策とかですね、その辺のいわゆる啓蒙活動のようなものが主な活動となっております。

○作本副委員長 ありがとうございます。それでは平山委員お願いします。

○平山委員 スライドの9ですけれども、汚染対策のところについて幾つか書かれておりますが、この内容というのはESIAの報告書を踏まえたものなのかどうかということ。

それから、汚染対策の2ポツのところで、「供用後の騒音・振動等については、速度制限の設定等の対策が取られる。」と書いてあるのですけれども、この項目の選び方は、騒音・振動がメインで、対策としては速度制限がメインであるということが既に決められているのかどうかということ。一番気になるのは大気汚染、特に交通量の変化による大気汚染の悪化というのが気になりますが、その点についてはどうなっているのかということです。それから三つ目に、審査ミッションを出すというふうにおっしゃいましたけれども、その審査ミッションの内容に、この汚染対策に影響するものというのは含まれているのかという、この三つを質問させてください。

○増田 ありがとうございます。

まず1点目のご質問ですけれども、こちらはESIAの報告書を踏まえたものでございます。

それから、2点目のご質問についてですが、こちらには代表的なものを書かせていただいたということで、これらに限定されるという意味ではございません。

3点目につきましては、審査の際に環境レビューを行いますので、これらの項目も含めまして環境レビューを行うとご理解をいただいて結構かと思います。

○平山委員 そうしますと、供用後の問題としては、騒音・振動がメインであると考えておられるということですか。それなりの根拠はあるということでしょうか。

○増田 ありがとうございます。

今回はまだ全体会合での概要ご説明ということですので、代表的なものを幾つかここで挙げさせていただきましたが、今後ワーキンググループでの会合でご審議いただいた上で、それ以外のものも含む必要があれば参照させていただくということだと理解しております。

○平山委員 しつこいようですが、ESIAの中身はどうなっているのかということを聞いているつもりなのですけれども。

○増田 ESIA報告書の中ではほかの側面についても書かれておりますが、ご審議を踏まえて最終的に確認をさせていただくということだと理解しております。

○作本副委員長 私も確認させていただきます。今の平山委員のご質問なのですが、いわゆる社会影響の分野も、このワーキンググループで検討対象になっている、含まれているというふうにご考えてよろしいですね。ここに示されている、いわゆる汚染対策の項目は、ほとんど公害項目ですけれども、これプラス社会配慮に及んでもいいと

いうお話で。

○増田 そのとおりでご理解いただいて結構です。

○作本副委員長 それではワーキンググループも予定されていることですので、時間の関係で、概要説明はこれで終わりにさせていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうにワーキンググループのスケジュールのご紹介をお願いしたいと思います。

○渡辺 それでは、4番目のワーキンググループのスケジュール確認ということで、お手元にお配りしている資料の裏になりますか、別紙1で日程表をお示ししております。

9月25日のワーキングは既に資料等をお配りしておりますので、10月16日以降のスケジュールの追加、変更等ございましたら、現時点でわかる範囲でということですが、この場でご発言いただきたいと思います。特に10月16日は、まだ3名の委員しか集まっておりません。今ご説明があったアフリカの案件になります。

では、米田先生から。

○米田委員 16日のワーキングに参加させてください。

○作本副委員長 希望の方を今募っておられるんですね。

○柳委員 私も16日で参加させてください。それで10月30日は都合が悪くなりましたので、それは欠席させてください。

○作本副委員長 ほかの方でご希望おられますか。今4名。

それでは田辺委員。

○田辺委員 私も10月30日は難しいので抜いてください。

○作本副委員長 10月16日のほうの人数はこれで足りそうですでしょうか。

○渡辺 そうですね、5名になっていますので。

○作本副委員長 5名になりましたか。

○渡辺 はい。

○作本副委員長 それでは、ワーキンググループのほうの予定はこれでよろしいですか。

○渡辺 はい。

○作本副委員長 では、全体の日程のほうをよろしくをお願いします。

ちょっと待ってください。日比委員のほうから今手が挙がっていますので。

○日比委員 11月のほうなのですが、今、2日と30日に入れていただいているので、両方とも出張でおりませんので、省いていただければと思います。

かわりに16で入れていただけましたらと思います。

○作本副委員長 今の件、事務局はよろしいですか。

○渡辺 はい、大丈夫です。

○作本副委員長 柳委員どうぞ。

○柳委員 11月16日は都合が悪いので、27日に移してください。

○作本副委員長 高橋委員も手を挙げられていますけれども、事務局のほうで月別に。あるいは、どこか希望を高橋委員が出されるのでしたら先に。

○高橋委員 私も11月なのですが、2日は都合が悪いので、少し前ですけれども、できれば10月23日に移していただければと思います。

○長谷川委員 11月9日の都合が悪くて、11月2日に移動をお願いします。

○米田委員 11月13日、都合が悪いのですが。とりあえず11月27日ならば出られるのですけれども。

○作本副委員長 それでは岡山委員。

○岡山委員 ちょっと遡るのですが、10月23日の私のところは大丈夫ですということと、それから11月なのですが、11月27日は都合が悪いので、もし動かしていただけるのであれば、例えば13日にお願いいたします。

○作本副委員長 事務局のほうから全体を流して、お願いします。

○渡辺 改めて事務局から先の結果ということで10月16日から申し上げますと、16日は3名の委員プラス米田委員と柳委員。

10月19日は、今のところ変更なし。

10月23日は、岡山委員が大丈夫ということと、あと高橋委員が追加となります。

10月26日は変更なし。

10月30日は、田辺委員と柳委員が予定がつかないということで、今は3名になります。

11月に入りまして、11月2日は高橋委員と日比委員が予定がつかない。かわりに長谷川委員が追加で、今3名となっております。

11月9日は、長谷川委員が予定がつかないということで3名。

11月13日は、米田委員が予定がつかないということで、岡山委員が追加ということで4名です。

11月16日は、柳委員が予定がつかないということですが、日比委員の追加になって、今のところ4名。

11月20日は変わらず。

11月27日は、岡山委員が予定がつかないのですが、柳委員と米田委員の追加で5名です。

最後の11月30日につきましては、日比委員が予定がつかないということで3名となっております。

以上、もしこの時点で修正等ありましたらと思いますけれども。

○作本副委員長 よろしいでしょうか。何かご希望があれば。今の説明に修正があれば。よろしいですか。

○佐藤委員 11月30日、私はまた入らせていただきます。2日と30日両方とも。

○渡辺 では、佐藤委員が30日追加で、11月30日につきましては4名ということで、

これで今日の段階ではこちらで修正を差し上げて、また後ほどメールで連絡差し上げます。もしご都合の変更等ありましたら随時ご連絡いただきたいと思います。

以上です。

○作本副委員長 ありがとうございます。

それでは、ワーキンググループが既に日程で決まっているのは9月25と10月16ということでよろしいですね。

それでは、助言案文のほうに移ってよろしいですね。

今日は3件、助言案文の確定ということでいただいておりますので、3件続けていけるかどうか、小休止を間に入れるかわかりませんが、まずはモンゴルのからよろしく願いいたします。

○松行委員 それでは、モンゴル国フルメン風力発電事業（協力準備調査（有償PPP））のドラフトファイナルレポートに対する助言案についてご報告いたします。

ワーキンググループは8月21日に行いまして、ワーキンググループの委員としましては、二宮委員、米田委員、松行の3名で行いました。

裏をめぐってください。

まず、全体事項に対してですが、1番目は、エネルギー規制委員会や環境グリーン開発観光省など、特別目的会社を監督する機関や環境面から事業に関与する公的機関の役割を含めて、関係する各主体の関係性と責任をFRに明確に図示することということですが、こちらですが、スコーピングの助言案に対応して、環境管理計画やモニタリング計画の、関係する主体の関係性というのを追加してDFRに入れていただいたのですが、やっぱりまだ文章で書いてあるだけでわかりにくいので、図示してくださいという意味になります。

続きまして、代替案の検討に関してですが、まず2番目。三つの事業候補エリアの比較検討で、エリア②が最適となる理由が項目ごとに明確となるようにFRに記述すること。

3番目。風力発電機の多様な配置案から二つの設計案を設定した評価の視点、プロセスをFRに明記すること。

4番目。機器輸送ルートの代替案で、中国国内のルートの差についてもFRに記述することということで、4番目について少し補足説明をしますが、建設重機と機器は中国などから輸入されるということなのですが、その輸送道路の代替案を作ってそれを比較しているときに、モンゴル国内のルートしか考慮していなかったのも、中国のほうも考慮していただくということになります。

続きまして、環境配慮についてですが、5番目。環境配慮において、発電所については供用後に人が常駐することによる影響もFRに記述すること。

6番目。影響評価の章は記述内容と項目の整合性を再確認し、まとめの表を見直してFRに記述すること。こちらは影響評価の章において、項目内にほかの項目に入れたほ

うがいい内容があったり、重複している項目があるので、それを整理してくださいということです。

7番目。鳥類（特に猛禽類）への影響調査及び営巣管理などの緩和策については、次の点に留意しつつ実施すること。

モンゴル国内に既存事例など。特にこの風力発電、大規模なものはもう一つ国内に事例があるそうです。

あと、モンゴル国内の大学や研究期間、NGOなどの鳥類専門家からの助言。

続きまして、社会配慮について。

8番。地域経済・雇用・生計について、工事中の雇用が地元遊牧民の伝統的な生活スタイルに影響を及ぼさないよう、できる限り配慮すること。

以上になります。

○作本副委員長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからご意見、コメントがあればお願いします。

長谷川委員どうぞ。

○長谷川委員 助言そのものについてではないのですけれども。当初計画していたよりも最終報告書作成が幾分か遅れたようなのですけれども、何か現地とのやりとりで気になるような原因が何かあったのでございますか。

○渡辺 事業部門である民連部の担当者が来ておりませんので、今の点は到着次第回答差し上げます。

○作本副委員長 後でまたご回答いただくということでよろしいでしょうか。

ほかの委員の方でご質問、ご意見ありますでしょうか。

特によろしいですか。今の件については、後でまたご報告いただくということで。

では、これは文言を含めてこれで確定ということでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、2件目の助言文のほうに移ります。アルメニア国の灌漑事業であります。主査の方よろしくをお願いします。

○柴田委員 アルメニア国イエグヴァルド灌漑改善事業準備調査ということで、協力準備調査（有償）スコーピング案に対する助言案ということで、8月24日にワーキングを実施いたしました。

担当委員は石田委員、作本委員、塩田委員、谷本委員、原嶋委員に柴田が加わったメンバーで議論を行いまして、当日の議論に加えてメールでの審議により助言案を作成してきてまいります。

では、めくっていただきまして2ページから、助言案の中身をご説明してまいります。

意見点数が、当初大変に多くございまして、審議後に合計28点の意見点数に集約されております。

まず初めに、全体事項ということですが、1点目から順番に説明してまいります。

1点目に関しましては、これは上位の計画について、それを示しながら本事業の必要性・妥当性についてDFRに記述していただきたいという意見。

2点目は、今回のこの事業の要請を受け入れた背景・理由のところを、当該事業は関係する農業生産統計が存在しないということもありましたので、どのような理由で要請を受け入れるに至ったのかを説明してくださいという意見が2点目になっております。

3点目は、灌漑改善事業なのですけれども、用水の需要推計が明確になっていないところもありました。加えまして、渇水年確率の議論もまだ出ていませんでしたので、このあたりを踏まえて需要推計を記述してってくださいというのが3点目になります。

4点目。これは全体会合でご説明いただいたときにも意見として出ていた点なのですが、国際的な協定について、国際河川になりますので確認してくださいという意見になっております。

5点目は、Hrazdan川の流域全体を通じた河川水の管理の状況です。とりわけこの河川は、取水地の上流・下流両方に水力発電施設がございますので、取水を行った場合の発電施設への関連がどのようになっているのかという点も記述してくださいというのが5点目になります。

6点目は、本事業がセヴァン湖の水位低下の減少に寄与するというようなプラスの影響が考えられているのですけれども、この点に関してはどの程度寄与するのか、可能な範囲で定量的に示してくださいというのが意見になっております。

7点目。これは不測の事態にどのように対処できるのかということを確認してください。特にオーバーフロー、あるいは農薬の混入といったことが指摘されております。

8点目にいきまして、本事業は既に整備されている既存の堤体を一部で利用することになるのですが、この既存堤体が十分に使えるものなのかどうか、それを含めまして、法面崩壊等への対応策を検討してください。さらに、今後新たに新設する部分につきましては、その部分を担うコア材の質と量についても、調達できるのかどうか十分に調査を行ってくださいというような意見が出てございます。

9点目に入りまして、こちらは整備事業。改善事業の後になってくるのですけれども、配水計画と実施のモニタリングについて水供給公社と水利組合に提言を行い、その内容をDFRに書いてくださいという意見になっております。

10点目の意見は、9点目と若干近いところでありますけれども、実際の水利用の末端施設の維持管理に関して、実際にそれを担う水利組合の組織運営等について調査をしてDFRに記述してくださいという意見になっております。

11点目。これは灌漑改善事業に伴いまして、一部で既存のポンプの撤去が行われるということで、その撤去または使用形態の変更についてもDFRに記載してくださいということになっております。

12点目に関しましては、若干広い意見なのですけれども、農業に係る事業ということで、肥料・農薬の適正使用、あるいは食の安心・安全につながる対策について関係

機関へ提言を行い、DFRに記述してくださいという意見になっております。

以上が全体事項になりまして、ここからは代替案の検討に関する意見になります。

13点目の意見は、ゼロオプションをとった場合に、農業生産が引き続き制限されるということが予想されているということでしたので、この旨記述してくださいということになります。

14点目の意見は、貯水池の規模の決定に当たって、地形・水文・コスト・受益面積などを総合的に検討してくださいという意見になっております。

15点目の意見は、今度は導水路の部分になりますけれども、地形条件・施行・維持管理・コスト・送水ロス等の観点から、開水路とするか、あるいは埋設のパイプラインにするかの比較検討を行ってくださいという意見になっております。

引き続き、スコーピング・マトリックスについての意見に入っております。

16点目の意見は、農薬や肥料の使用量が、総量が増加することになりますので、これに伴い表流水・地下水・土壌等への影響についてスコーピング・マトリックスの中で評価してください。

17点目の意見は、生態系にかかわる工事前・工事中並びに供用時がDの評価になっているところがございますので、この部分につきましてCまたはBに見直してください。とりわけ貯水池の池敷き、あるいは導水路予定地における動植物の生育・生息状況の確認及びHrazdan川の取水口の、そこから取水するのですが、そこより以下の下流域における水生生物の生息・回遊状況の確認をお願いしますという意見になっております。

18点目は、これは正の影響として考えられている部分なのですが、セヴァン湖の水位が逆に上昇に転じる効果もあるのではないかとということなのですが、その部分に関して、逆に上昇することによるセヴァン湖の動植物に与える影響について、管理機関及びNGO等にヒアリングを行って確認をしてください。

19点目の意見は、被害と便益の偏在について、あるいは地域内の利害対立が発生する危険がありますので、この項目の評価を見直してDFRに記述してくださいという意見になっております。

引き続き、環境配慮に関しましては、Hrazdan川から融雪水の5割を取水するという計画になっておりますので、これが下流域に与える、あるいは周辺地域に与える生態系並びに水利用への影響ということで環境配慮をお願いしますという意見になっております。

21点目は、今回の導水が二つの流域河川をまたいで行われることになりますので、この水系をまたぐという点につきまして、魚類の情報について確認してくださいという意見になっております。

22点目。アルメニア国の工場排水・生活排水の基準を確認してください。

23点目。各環境項目について定量的な測定方法、評価方法を確認してくださいとい

う意見になっております。

引き続き、社会配慮に関しましては、農家への補償及び導水路の建設に際しまして、用地取得あるいは住民移転の被影響者の補償内容の有無・内容を確認して、必要な対応策・緩和策をDFRに記述してくださいということになっております。

25点目は、工事期間中の私有地の一時利用についても補償を行う旨を記述してくださいということになっております。この意見に関しましては、一部でパイプラインを埋設する工事が行われまして、この工事期間中、一時的に私有地が利用されるということで、このことについての意見になっております。

引き続き26点目にまいりまして、これは現金補償以外にも代替地提供によるオプションも想定しているという旨をDFRに記述してくださいという意見になっております。

最後にステークホルダー協議・情報公開に関しましては、できるだけ多様な階層・組織の人々が参加できるように、関係機関に必要な提言を行い、DFRに記述してくださいというのが27点目の意見。

28点目の意見は、ステークホルダー協議の実施記録には、日時・場所・参加者・属性・人数・主要な意見・意見への回答・協議結果ないし意見を計画に反映した箇所について記述を含めてくださいという意見になっております。

以上、28点がワーキンググループの結果の助言案として審議された内容になります。

○作本副委員長 どうもありがとうございました。

アルメニアの灌漑事業ですけれども、委員の皆さんからご意見、質問があればお願いします。

岡山委員どうぞ。

○岡山委員 一つだけ教えてください。この導水路なのですが、川から取水してきて2本あるということなのですが、その灌漑をしてきて実際に使うところまでの導水路の長さというのはどのくらいなのでしょう。

○柴田委員 手元で資料を開くのに時間がかかりそうなのですが、ご担当いただいている部局の方で具体的な数値が、資料はございますか。もしご案内いただければ

○岡山委員 ありがとうございます。作本先生が持っていらっしゃったので、今見せていただきました。開水路及び導水路で、パイプライン込みで5km、5km、5kmで15kmということですね。この間で、特にパイプラインの導水路なのですが、場所によっては、もしかしたらポンプアップが必要なところがあるのではと思うのですが。自然流下してくる川なのですか。

○柴田委員 いただいた資料では、導水路中でのポンプアップは予定されていなかったのですが、埋設パイプラインになりますので、一部で圧力調整等の施設が必要になるのではないかという点は議論で出ております。

○作本副委員長 ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

○鋤柄委員 21番の助言についてわからなかったの。これは違う水系から同じ灌漑システムに導入して、恐らくその水が出ていくところが1ヵ所なので、両者の水系に生息している固有の魚といいますか、それが混じった場合にどういう影響があるかについて確認をせよというご助言というふうに理解してよろしいでしょうか。

○柴田委員 はい、そうですね。それぞれの水系の種について攪乱する可能性がある場合には、その点を配慮してくださいという意見になります。

○作本副委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

長谷川委員お願いします。

○長谷川委員 どの助言にかかわるのかわからないのですが、16番あたりですか、農薬・肥料についての助言なのですが、この案件の概要を再度送ってもらった中に、背景と必要性のところだったと思うのですが、この事業によって飼料作物が増えて、それでもって家畜の収益が向上するというので、これは牧畜なのか、あるいは畜産、どういうものになるのかわかりませんが、そういった動物絡みの農業ですね、これによってのインパクト等がどうかというあたりは、スコーピングの中でしっかりと見て、それで問題がなかったという理解でよろしいのでしょうかということですが。

○柴田委員 16番の意見に関しまして、委員の先生からも補足いただきたいのですが、主には灌漑が改善されることによって営農が、今は実際は行われていない、休耕しているような土地で行われるようになってくるということを踏まえて、その部分での農薬・肥料の使用量の増加というのを危惧しての意見だったかと思しますので、今いただいた部分の懸念まで含まれているかどうかというのは、補足していただけますでしょうか。

○谷本委員 我々は非常に気にしていたのですが、農薬・肥料分ですね。基本的には野菜、それから果樹が、今は国内向け、将来はEU向けというようなことを狙っているというふうなことです。そういう面で、灌漑された水は、排水はされていく、排水路は作らずに。ですからやはり土壌中に、我々が危惧しているのは吸着されるというのですか。そして雨が降ったときに地下水等に浸透して、地下水等の形で域外に出ていく。そのあたりを危惧するというふうなことで注視をしてくださいというふうなことです。必ずしも牧畜振興というふうな理解はしておりませんでした。

○作本副委員長 ありがとうございます。牧畜は考えていなかったという、農業の灌漑でしたよね。

もしほかにご意見がなければ。よろしいでしょうか。

文言等はこのままでよろしいですか。特に修正がなければ。

では、この今の案件、アルメニアの灌漑事業、これも文言を含めて確定ということよろしく願いいたします。

どういたしましょう、小休止ということで、ここで時間をとりましょうか。

○渡辺 先ほどのモンゴルの件です。長谷川委員からご質問があった件ですけれども、

JICA側の手違いで、実は担当課が本日は出席しないということで、電話で確認しました。調査自体が遅れているのは、何か重大な環境影響があって追加の調査をしているというのではなく、単にモンゴル側の担当者が人事異動等で入れかわりがあって、調査団が情報するのに時間を要したということのようです。つまり、環境社会影響上の何か重大な事実が判明したとか、そういうことではないということを確認しております。

○作本副委員長 ありがとうございます。そういうことでよろしいですか。

ここで小休止を10分ということで、50分から再開することにしたいと思います。

午後3時40分休憩

午後3時50分再開

○田中副委員長 それでは再開いたします。

作本副委員長にかわりまして、後半は私のほうから進行させていただきます。

それでは、助言案の文書確定ということで、第3案件ですね、ラオス国に移って。

○作本副委員長 途中で申し訳ないのですが、遮って申し訳ないのですが、先ほどのアルメニアの助言文について、文言がおかしいということでご指摘がありましたので、一つ修正、私のほうからよりも、むしろ主査からかもしれません。私のほうから説明させていただきます。

6番目なのです。これはもう内容は変わる訳じゃありませんが、「水位低下の減少」ということで、「低下」と「減少」、似たような言葉が二つ並んでいるということで、これは「低下の抑制」というようなことがわかりやすいのではないかとということでご指摘を受けましたけれども、主査を含めて皆さん方よろしいでしょうか。

○柴田委員 「セヴァン湖水位低下の抑制に、数値的にどの程度寄与するのかを」ということですね。私はそのほうが、確かに日本語的にもわかりやすいかと思います。意味もいいと思いますが。ご意見をいただいた委員の先生方よろしいですか。

○谷本委員 はい、結構です。

○柴田委員 ではそれでお願いいたします。

○作本副委員長 ありがとうございます。それでは、またマイクを戻します。

○田中副委員長 それでは、助言案の審議と確定ということで、ラオス国セカタム水力発電事業です。これは主査は日比委員ですね、よろしくお願いいたします。

○日比委員 ありがとうございます。

ラオス国セカタム水力発電事業（協力準備調査（PPPインフラ事業））のDFRに対する助言案策定のワーキングということで、8月31日に開催されました。

委員の先生の方が作本委員、田辺委員、長谷川委員、松下委員、私という5名で担当させていただいております。

これは8月31日になりますので、多分松下委員の、この委員としての最後のお仕事をいただいたということになるかと思います。

この案件でございますけれども、概要としましては、ラオス国の南部のほう、セカタム川というところで標高差を利用した水力発電、最大出力が81MW、年間300GWhという発電設備の開発なんですけれども、これは、実はスコーピング段階ではダム水路型を想定したスコーピングということで始まったのですけれども、その後、社会環境影響、特に社会影響のほうを鑑みて流し込み式に変更されたという経緯の事業になっております。

附属資料も含めると多分1,000ページ近くに上る膨大な資料でございましたけれども、委員の先生の皆さんには精緻に見ていただいて、当初90近い助言が集まったかと思えますけれども、最終的に25に絞り込んだものが、今日の助言案としてご提示しているものです。

まず、全体のところですよ。

1番は、気候変動による影響についても少し言及してくださいとか、2番については、非常に一般的なところではあるのですけれども、この事業の目的として貧困層を中心とした電力アクセスの改善というのもしっかり明記してくださいということになっております。

3、4、5については、この事業の一つの特徴的なところについての助言になっているのですけれども、水力ということで、雨季と乾季で発電力が、容量が変わってくるということですので、そこについて明確にしてくださいという内容のところと、もう一つは、ラオスのほうでは隣国タイ、それからベトナムにも売買電ですね、売るだけではなく買うほうもしている。それと、この容量のギャップ、国内の需要というあたりについての整理をしてくださいということが書かれています。4番です。

5番について、さらにこの隣国、特にタイとの電力売買において、売の場合と買う場合の価格差があったりという合意になっているようなのですけれども、それについても理由を明記してくださいというあたりが全体事項になっております。

続いて代替案の検討になってくるのですけれども、6番については、ここは説明をもう少し具体的にしてほしいということで、いわゆる小水力というものを幾つか分散にする場合と比べてはどうなんだというところだったのですけれども、結果的には、特に環境影響というのは、小水力にしたからといって同程度の発電量をトータルとして目指すのであれば、そんなに変わらないというお答えだったのですけれども、その辺を少しわかりやすく記述してほしいというのが6番。

7番は、同じセカタム川周辺で、今のところほかにダム建設の予定がないということ、現時点でのわかっていることとして明記してほしいということです。

それから8番です。これはほかの発電方法との比較で、火力、小水力というのはあるのですけれども、ほかの電源との比較を行わなかった根拠というのは明記してくださいということ。

それから、特に農地が喪失する場合、特にもとの計画だったかと思えますけれども、

それについての影響についての記載方法というのをちゃんと検討してくださいということです。

10番については、ここは調査の途中で発電方法が変わったということで、どの時点でどの計画について述べているのかというのを明確にしてくださいというご指摘だったかと思います。

スコーピングのほうに入りますと、一つ目は、温室効果ガスの排出量を算定してくださいという点。

それから12番は、ここは特に道路建設。工事用の道路が必要になってくるのですけれども、それによる累積的な影響ということもしっかり評価してくださいというところ。

それから、13番は先ほどの10番と同様の指摘になってきますけれども、その計画変更後のタイミングについて言っているということを明確にしてくださいというところ です。

それから14番。ここは鉄塔建設用地のところ、これが1軒当たりの平均耕作面積に過ぎないというところ。この「1軒」は「1戸」というふうに修正をしたいというのを先ほど作本委員からご指摘いただいたのですけれども、そのようにしたいと思えますけれども、ここの面積的なインパクトについて記述してくださいということです。

15番ですけれども、これは特に裨益する地元世帯の、プラスの裨益についての影響というのを検討、あるいは改善策。地元が発電施設ができるのにアクセスできないというのでは、やはり困るのではないかとということで、その辺については検討してくださいということが15番。

16番。ここは特に送電線も通りますし、地中を通す流し込み式ということもあって、低周波電磁界というものに対する影響、これは被影響住民からステークホルダーダイアログ等で懸念が出たのか、出ないのかというような議論もあったのですけれども、それはなかった。なかったのであれば、その「なかった」ということを明確にしておくべきというご指摘です。

また17番は、特にこの地域の不発弾に関するところ、これについて注意等を喚起する。それからスコーピングの中でも明記するというところでございます。

18、19、20は環境配慮になります。

この事業地域がProvincial Protected Forest、地域の、Provincialですので州というのでしょうか、県というのでしょうかの保護林に少しかかるということです、そうするとガイドラインとの、保護区との関係が出てきますので、その保護区の中で事業が実施される場合の項目というものを全て満たしているということを明記してくださいということをお願いしたのが18番です。

19番。ここは現在の植生の現況についての説明の箇所なのですが、どんな種類の木が生えていますということではあったのですけれども、例えば森林消失がどう

いうトレンドにあるのか、その原因が何かということについても分析を載せてくださいというものです。

20番は、これは絶滅危惧種です。幾つか生息が確認されている、あるいは確認を示唆する報告なんかがありますので、緩和策について慎重に検討したものを記述してくださいということになっております。

社会配慮につきましては、一つは代替地の提供から金銭の補償に変更をするということなのですけれども、十分その金銭であっても代替の農地へのアクセスがあるかどうかということをちゃんと記述してください。

22番です。これは生計回復のニーズについて、特にその生計回復策についての具体的な計画というものを記述してくださいというものです。

それから23番。これも社会影響の緩和策として地域開発計画というものが組み込まれておりまして、小学校の増改築ですとか、診療所を建てたりとか、そういうものがあるのですけれども、その維持管理、あるいは運用コストについての、特に10年目以降のことについてしっかり検討、記述してくださいというものです。

それから24番ですけれども、一番このプロジェクトに影響を受けるのが、このNyaheun族になるのですけれども、この方々が定住して農耕生活を行っているということを明記してください。

最後の25番。ステークホルダー協議に関するところですが、一般的に、ステークホルダー協議が開かれても、なかなか思ったことを言えないという状況もあり得るのではないかと。そのことについて、これは何に対してこの助言をするかというのも少し議論にはなったのですけれども、これは環境レビュー段階においては、JICAがそれをしっかり念頭に置いたレビューを行うということを助言しているものでございます。

以上になります。もし参加された委員の方々に何か追加がございましたら。

もしなければ報告は以上になります。

○田中副委員長 よろしいですか、ほかの参加委員から。

それでは質疑をどうぞ。

清水谷委員お願いします。

○清水谷委員 助言そのものではないのですが、質問させていただきたいと思います。

この助言案の中に、ダムの水力発電は一緒なのですが、ダム水路式から流れ込み方式に変更があったということなのですが、質問1としては、これがスコーピング案の議論の段階で、以前の委員会ですういった社会影響が大きいという指摘があったために、ドラフトファイナルレポートの段階でこういう方式の変更というのがなされたものかということの一つを確認したいと思います。

二つ目の質問は、今回ワーキングで読まれたドラフトファイナルレポートというものの中身においては、代替案の比較はダム水路方式での比較になっていたけれども、

スコーピング・マトリックスの部分は流れ込み方式における影響予測というものが示されていたということは事実でしょうか。その2点について確認させてください。

○日比委員 その2点はいろいろ議論もありまして、私の理解ですと、1番のほうについてはスコーピング段階の議論があって、それだけをもとに変わったということではなかったというふうにJICAさんの部局からのご説明で聞いた限りでは理解しています。現地政府からも、より影響の少ないものにしたいというような意見もあったと。その調査をしていく中で、結局流し込みのほうがいいと。ほかの、例えば水力発電の地点の比較なんかをしていく中で、同じ発電容量であれば影響の小さいほう、地域、方式を最終的に選んだというふうに理解いたしました。

2点目については、そうですね、代替案の比較はダム式で比較されたのですが、その後の検討、スコーピングは流し込み式ということだったと思います。

○清水谷委員 ありがとうございます。

では、二つ目の質問についての答えがそうだということであれば、ファイナルレポートの段階では、最終的に流れ込み方式での代替案というのも入れた形での議論をしたようなレポートにすべきではないかと思うのですが、そういった助言を一つ加えたほうがいいのかと個人的には思いますが、どうでしょうか。

○田中副委員長 助言項目の10番にも関係することかもしれませんが。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 日比主査の言われたことに補足する形ですが、私が10番を、これ助言を示していますので。

ダム式から流れ込み式に変えるというのは、相当大きな設計変更だと思うのです。日本でやるようなEIAの場合は、環境影響評価をかなり上の段階からもう一度やり直すということがあっていいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

スコーピング段階では、私がワーキンググループで主査をさせていただきました。記憶も少し曖昧ではあるのですが、あの段階では代替案検討がございまして、あの段階では流れ込み式でなくてダム水路式でいくんだというふうな、ある程度の結論が出ていて、それに対してスコーピング案はどうかという話をさせてもらったと思います。それを受けて今回のドラフトファイナルレポートに調査を進めてきたという流れだと思うのです。

実は、その調査は、スコーピングの助言委員会が終わった後1年半は、スケジュールを見た限りではダム式でずっとやっていて、ドラフトファイナルの数ヶ月前ぐらい、1年半ぐらいたった段階で、急遽流れ込み式に変えたみたいなことなのです。ですから、我々がやったスコーピング段階の助言のときには、それは想定しないでいろんな助言をさせていただきました。

今回のドラフトファイナルレポートの助言、ワーキンググループのときには、JICAさんのほうで、こういった変更があったので、ダム水路と流れ込みではどんな変更が

あって、それが環境のどのぐらい影響があるかという簡単な資料は最初に出していたでいて、それでもって今回のドラフトファイナルレポートを我々は読ませてもらったということがありました。

ですから、一応JICAさんとしては、その変更があったということについてはある程度説明をしていただいたのですけれども、今回は流れ込み式ですから、当然環境配慮上はいい方向に行ったものですから、そういうことで今回は流れ込みなので流すという訳じゃありませんけれども、そういうことでドラフトファイナルレポートを見せてもらった。ドラフトファイナルレポートの中で代替案の比較をするときに、ダム水路式と流れ込み式を比較するというふうな作業もやっておりました。

ただ、スコーピングの段階までの代替案比較の中では、ほかの電力方式とか、それも含めたものもずっとやっていたので、これも経過を示す意味で、全体が代替案というふうなことになっておりました。最後の段階でダム水路と流れ込みが比較されたということかなと思いますけれども。

○日比委員 詳細にご説明ありがとうございました。

○田中副委員長 清水谷委員の意見は、何か少し違うところにあるのではないかと思います。

○清水谷委員 私の懸念しているのは、ファイナルレポートのみを読んでも、しっかりその事実関係がわかるかどうかといいますか、そういう部分なのですけれども。今のご説明であれば、とりあえずドラフトファイナルレポートの中でも、既に一部は代替案の比較のところでもう流れ込み方式のものも比較があったということによろしいですか。

○長谷川委員 実は、清水谷委員のまさに懸念されたところが、我々は読んでおってあったのです。ですからこの10番とか、あるいは13番のところで、その変更があったということちゃんと明記をして、それでもって今回のドラフトファイナルレポートの記述につながっていますよということを明確に伝えてほしいということで、この助言を入れたのです。それがないと、前のダムのほうでやっているのか、あるいは流れ込みでやっている、我々も判断がつかないような箇所がたくさんあったので、そこをちゃんと整理して、明記しながらというふうな助言のつもりでこれを入れさせてもらっています。

○清水谷委員 了解しました。それであれば特に。

○田中副委員長 それでは松本委員どうぞ。

○松本委員 24番ですけれども、Nyaheunの人たちが移動性ではないという、このことを書いている意図というのはどのあたりにあるのですか。

○日比委員 作本委員お願いできますでしょうか。

○作本副委員長 このような表現がいただいた報告書の中に入っていたのではないかと思います。移動性でなく定住しているということは、本来は移動性の傾向という

か、性格を持っていたのではないか。今はもう定住しておりますというふうな説明で聞いたものですから、もはや移動性は採用しておらず、定住した農耕生活に変わってきたというか、そういうふうなことを強調するためにこういう表現にさせてもらっています。

○松本委員 ありがとうございます。そうであればそのようにしたほうがよくて、Nyaheunはもともと移動性の民族ですので、モンクメール族ですから。ですから、これを読んでしまうとNyaheun族は移動性ではないかのように読めてしまうので、もともと移動性であったNyaheun族の人たちが、実際は、これは周辺でホワイホーダムとか別の事業ができたこともあり、移動式耕作ができなくなって定住化しているので、これだけを読んでしまうと、Nyaheun族というのは移動性の人たちではなくて、低地の定住民族のように読めてしまいますので、そのように書いたほうがよろしいのではないかというふうに思いますけれども。

○作本副委員長 ご理解ありがとうございます。私もこの部族についてよく知識がなかったこともありますので。例えば、このNyaheun族が「移動性であったが……」

○松本委員 現在では。

○作本副委員長 「現在では定住して」というような表現に変えるということではよろしいでしょうか。

ただ、このNyaheun族というのは、住んでいるのはこの1地域だけですか。あるいは点在しているということはないのでしょうか。ちょっと心配が。

○松本委員 あまり民族に詳しい訳ではないのですが、私の理解では、Nyaheunは非常に限られた、少数民族の中でもかなり人数も少ないし、居住地域が限られていた人たちというのが私の理解ですが。

○作本副委員長 ありがとうございます。もし主査のほうでそのようにご了解いただければ、訂正させていただきたいと思います。

○日比委員 ありがとうございます。では、この24番。例えば、「本事業によって最も影響を受けるNyaheun族は移動性であったが、今は定住して農耕生活を行っている旨を記述すること。」ということではいかがでしょうか。

ありがとうございます。

○田中副委員長 ほかはいかがでしょうか。

岡山委員どうぞ。

○岡山委員 文言の訂正はなくて質問なのですが、全体的事項のところ、やはり雨季と乾季の発電量の差のことが全体的に書かれているのだと思います。まずは、この雨季と乾季で具体的に何メガワットぐらいずつ出力があるのか教えてください。

○日比委員 すぐわかる委員の方はいらっしゃいますか。私も今資料を見ますけれども。

○安井 JICA民間連携事業部の安井と申します。

雨期に関しましては253GWhで、乾期に関しましては43GWh。6倍の差があるということをレポートの中に明記しております。

○岡山委員 すみません、雨期が253GWh。年間ですか。

○安井 年間です。

○岡山委員 これは雨期を年間にならした量ですか。

○安井 雨期が5月～11月というふうにしますと、それが年間に。そうですね。

○岡山委員 その期間のということですか。12ヵ月ではなくて、雨期の期間だけの全体発電量ですね。

○安井 そうです。

○岡山委員 出力はどのくらいなのですか。

○安井 最大出力というふうに表現いたしますと81MW。

○岡山委員 そうですね。ずっとそのフルで発電している訳ではないので、雨期のときにはそのくらい。そうすると乾期のときには、その最大出量の81が6分の1ぐらいまで下がる、そんな理解でいいのですか。

○安井 時間帯によって設備利用率というのが変わってきますので。すみません、その数字がすぐには出てこないのですけれども。雨期に比べると発電量は下がるというような結果になります。

○岡山委員 なるほど。非常に、回転数が不安定なので、発電量が変動するのは確かに理解できるのですが。疑問に思ったのは、確かに流れ込み式で、川からパイプで取水してきてそのまま落とすというのが簡単でいいのですけれども、恐らくこれだけ季節によって変動が多いところでは、やはり多分、最初はダム式にして、ある程度その水量を調整した上で、ならしたかったのではないのかなというふうに推察をします。ただ、探してみたらうまいサイトがなくて、様式を変更したなというふうに推察するのですが、そんな感じなのですか。

○井上 はい、ご理解のとおりです。もともとダム水路式で検討しておりまして、ただ、残念ながら、その経済性等の面でもなかなか成り立ち難いというようなところがございます。流れ込み式に変更したというような経緯でございます。

○岡山委員 なるほど。最後の質問なのですが、4番のところで、そうすると、今まではずっと一年中通してタイから、あるいはベトナムから電力を買っていたのが、今度は少なくとも雨期の間だけは売れるようになったということで、多少の不均衡は解消できるということなのですが、ここで「雨期における」というのを削除すること」というふうに田辺委員からご意見が入っているのは、雨期には売って、乾期は輸入できるので、バランスがそれでとれているということですか。

○田辺委員 不均衡な原因が、雨期には割と豊富な電力なので、ラオスから輸出してもそれほど高く売れるような状況ではない。逆に、乾期は非常に少ないので買わざるを得ないということなので、あまり雨期に売れる量を増やしても、不均衡の解消には

ならないのではないですかという質問をしたところ、修正されたという。

○岡山委員 なるほど。これは別にその均衡が解消されてバランスした訳ではなくて、雨期に売れたとしてもあまり不均衡は改善されていないという意味なのですね。ありがとうございます。

ということは、やはり先ほど言ったように乾期のほうが電気の値段が高いので、結局買う電気のほうが値段が高いということで、ラオス国としては、タイなどに電力依存しているという状況は多少の改善はするけれども、まだその依存しているということそのものはそのままであるという理解でよろしいですか。

○井上 そこはご理解のとおりです。事実関係で申しますと、まず足元の状況で申し上げますと、実は雨季も乾季も電力は輸入しているような状況でございまして、そういう意味では、当然雨期もこの事業をやることでその不均衡の改善というか、輸出超過になっているところを逆に、要は国内の需要を賄えるような発電量を確保するというような意義が、まず足元ではございます。

将来的には、これはこの事業だけの話ではなくて、要はラオス全体の電力構成ということで申しますと、ほとんどが水力発電でございまして、どうしても、当然その乾期のピークに対して合わせるような形で電源開発をしていきますと、雨期は当然その電力が余ってくるというような状況がございます。

ただ、実態としては、その雨期の余剰電力というのは当然捨てているようなものではなくて、隣国の、もともとの目的でもありましたタイやベトナムに、余剰の電力が出た場合には売ることでもできるというようなところで、ラオスの国策として、今電源開発を進めているというような背景がございます。

○岡山委員 ありがとうございます。

○田中副委員長 ほかはどうでしょうか。質疑はよろしいですか。

それから表現のレベルも含めて大丈夫ですね。先ほど14番で、「1軒あたり」というのを「1戸あたり」という変更です。

○日比委員 はい、そうですね。

○田中副委員長 ほかはよろしいですか。

米田委員どうぞ。

○米田委員 一つだけ質問させてください。23番で「地域開発計画実施後10年目の」ということで、資金等ですか、そのことが書いてあるのですが、この計画で10年という数字と、あとこのダムの話とのつながりがよくわからないのですけれども。

○田辺委員 地域開発計画の予算が10年目まで計上されているので、ただ、その10年目以降にすぐに、では、どうするのかというところは、可能性として引き続き事業者が負担する部分もあるだろうし、一部住民組織なり自治体にも負担する部分もあるかもしれないけれども、事業者が負担する可能性はきちんと想定しておいてくださいということです。

○米田委員 この地域開発計画の予算というか、コストはこのダムの事業者が負担するということなのですか。

○田辺委員 そうなっています。

○米田委員 わかりました。

○田中副委員長 ほかによろしいでしょうか。

ちょっと気になったのは、5番の表現ですが、「適応」、「適用」、どっちなのですか。これは「適用」ですね。

○日比委員 ありがとうございます。

○田中副委員長 ほかによろしければ、では表現2、3カ所ですか、今の5番、それから14番、また24番で若干の表現の修正はありますけれども、この形で助言として確定したいと思います。

どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

では、本件は、この助言についてはこれで確定とさせていただきます。

それでは、その他ということで、これは事務局のほうからご報告があるということですね。ご報告をお願いいたします。

○渡辺 個別案件の報告は終わりましたので、残る議事はその他となります。本日は2点報告がJICA事務局からあります。

まず1点目です。カテゴリB案件の助言委員会での取り上げ要請に関する報告です。

これは昨年度の運用見直しの際に、カテゴリB案件をどのように取り扱うのかということを助言委員会の場合でも議論していただきましたけれども、その結果、カテゴリB案件についても、要請があれば正副委員長と検討の上、助言委員会の対象とするかどうかの採否を検討するという手続を決定したばかりであります。

この決定に基づいて、田辺委員から1件ご要請がありましたので、経緯等を説明申し上げます。

これは、7月30日に田辺委員より書面にて、カテゴリB案件であるインドのインパール上水道改善事業の取り上げをしてほしいとの要請です。この事業自体は、昨年从今年の頭にかけて協力準備調査を実施したカテゴリB案件であります。

田辺委員の要請の内容は、上水道事業が取水を予定しているダムというものが上流にありますけれども、これが不可分一体の事業に当たるのではないかと。その場合には、ダム部分を含んで本件事業の環境社会影響確認を目的とした委員会を開催してほしいという内容の検討依頼をいただきました。

田辺委員からの要請に基づきまして、助言委員会運営に係る共有事項の手続に従いまして、村山委員長、作本・田中副委員長と、この要請に関する採否を検討しました。検討の結果、本件事業については、助言委員会では取り上げないと判断しました。

その主たる理由でございますけれども、今回のダムは多目的ダムということで、1980年ごろから計画、建設が進められているものであります。本事業によるダムから

の取水量は全体の約2%、メインは灌漑のほうに使うダムということになります。

一方、不可分一体の事業というのは、既にご議論していただいたとおり、いわゆる必要十分条件というのですか、本事業と不可分一体と検討され得る事業とがお互いに必要十分条件を満たすかどうかということが基準になります。この点については、JICAの事業としては、そのダムがない限り建設されない、事業として成り立たないものの、多目的ダム自体はJICAの事業がなくても実施され得る。実際1980年ごろから計画、建設が進められたということがありまして、このダムについては不可分一体の事業には当たらないと判断することを理由として、田辺委員の要請につきましては、助言委員会の場では取り上げないと判断いたしました。

この検討結果につきましては、8月25日に田辺委員のほうに直接JICA事務局より報告申し上げております。

以上、1件目の報告になります。

○田中副委員長 わかりました。では、ひとまずこの案件、経緯について、今ご報告がありましたけれども、内容についていかがでしょう。

田辺委員から。

○田辺委員 1点だけ補足させていただくと、当初は、JICAからの説明としては、3、4割程度このダムの水を上水道で使うという説明があったので、多目的ダムとはいえ、3、4割ぐらい使うということで、不可分一体の可能性はあるのではないかということとで提起したのですが、最終的には2%程度ということだったので、私としては納得したという経緯がありました。

○田中副委員長 わかりました。

ほかの委員よろしいでしょうか。そういう経緯があり、カテゴリB案件についての取り扱いを確定させたということでございます。

○松本委員 扱いとしてはわかったのですが、参考までに、そのダムをめぐるいろいろな問題が起きているのか、それとも形式的にこれは不可分一体でAにしたほうがいいのかという議論なのか教えてください。

○田辺委員 ダムをめぐるいろいろな住民移転の問題等が起こっているという案件でした。

○松本委員 とすれば、もちろん不可分一体ではない、カテゴリAには入らないという判断は、田辺委員も納得したということではありますが、この上水道改善事業でJICAが関与しているのであれば、そうした取水をしているダムにかかわる問題についても、折を見て先方政府、事業者に対して一定の働きかけの余地を持っていたきたいというふうに私としては思います。

○渡辺 今、松本委員ご指摘の点につきましては、JICAとしても、ガイドラインの整理の話と、その事業が持つリスクとは別の話と考えています。当該ダムの件については、先ほどの整理のとおりガイドラインで取り扱えるものではないです。当該ダムの

現状につき田辺委員から情報をいただきましたので、これにつきましては事業が持ち得るリスクとしてインド担当課に情報提供を行い、今後の事業形成に際しては留意すべきということをJICA審査部から伝えております。

○田中副委員長 よろしいですか。

ちなみに、その多目的ダムについて、JICAのかかわりとしてはどうかかわりになっているのでしょうか。

○渡辺 多目的ダムにつきましては、JICAは調査・資金供与は一切していないというものです。

○田中副委員長 ということですね。わかりました。

ほかの委員よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、二つ目の報告事項をお願いしたいと思います。

○渡辺 二つ目の報告事項は、ADB連携・出資に関する報告になります。今回は、企画部の担当である廣嶋主任調査役と、民間連携事業部の担当である府川課長にお越しいただいて説明をしたいと思っております。

では、まず企画部の廣嶋主任調査役からお願いします。

○廣嶋 ご紹介をいただきました、企画部業務企画第2課の廣嶋と申します。

今ほど審査部のほうから言及がございましたとおり、現在、ADBとの連携に基づきまして、海外投融資の出資事業を新たに検討しております。

本件につきまして、まず私のほうから簡単なその背景に当たる部分を、引き続きまして民間連携事業部の府川のほうから、この具体的な概要、それから環境社会配慮の考え方等につきましてご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

では、まず私のほうから背景の部分のご説明をさせていただきますけれども、現在、日本政府のイニシアチブに基づきまして、アジア地域を主な対象として、官民連携に基づくインフラ投資を強化する政策が打ち出されているところでございます。

具体的に、途上国における膨大なインフラニーズがある訳でございますけれども、こういったところにしっかり応えていくべく、JICA事業を含むODA資金、これを公的資金を触媒といたしまして、各国国際機関とも連携をしながら、一層の民間資金、ノウハウの開発に導入していくといったところが狙いとして打ち出されております。

この一環といたしまして、現在、日本政府からJICAのほうに、海外投融資の枠組みを通じまして、当該分野で豊富な実績を持っておりますADBとともに、PPPインフラ投資を実施する新規事業並びに枠組みの検討について期待が寄せられておるといったところでございます。現在、こういった点を踏まえまして、具体的な案件について関係者間の協議を進めているということでございます。

これらの具体的な概要等につきまして、引き続き民間連携事業部の府川より、投映されておりますスライドにも言及しつつご説明をさせていただきます。

○府川 民間連携事業部海外投融資¹課の府川と申します。

今、企画から2件、政府イニシアチブに基づいて案件の計画をしているというふうで紹介いたしました。

まず、これがスライドを投映しております、これは1件目でございます。ADBが立ち上げました既存のファンドがございます。このファンドに対してJICAが出資を行うというものです。ファンドの概要といたしましては、ファンドからアジア諸国において実施されていく再生可能エネルギー、クリーンテクノロジー等々の分野で、環境社会に貢献し得る企業に投資を行う。その結果、気候変動対策の促進を図り、もっとアジア諸国における持続的な経済成長に寄与するというものでございます。

スライドにストラクチャーが書いてございますけれども、このファンドの立ち上げについてはADBが中心となりまして、まずADBが、ここの部分ですけれども、このファンドの運営者として、まず参加をいたします。そのほか、守秘義務があつて名前を伏せさせていただいておりますけれども、ほかの投資家とともに、このファンドの運営を行いますジェネラルパートナーとして参加する。

さらに、ファンドの資金レイズに当たりまして、やはりそのADBが大口の投資家として参加する。その他の投資家さん、ここの3人です、これが出資を行う。ここにJICA、これから参加をいたしまして、出資を行うということでございます。このファンドから、対象となるセクターの企業さんへの投資を行うという仕組みであります。

JICAからの出資に当たりましては、その先の個別の案件については現時点で不明ということで、カテゴリFIという形になります。

一方、このファンドから個別の企業さんへの投資を行う部分につきましては、これはADBのファンドですので、ADBのセーフガード・ポリシー・ステートメントが適用されるということになってまいりますので、個別事業のところは、JICAとしてはADBのルールに則って進めていくという考え方でございます。

次に、2件目でございます。こちらはまだコンセプト段階ということでございます。1件目のほうに引き続いてADBと検討を行っているものでございますけれども、こちらは、ADBとともにアジア地域におけますPPPインフラ投資を促進、実施していくための枠組みを作っていくというものでございます。

具体的には、ADBが案件の発掘、それから審査を行うところにJICAの資金をマッチングさせるような形でPPPインフラ投資にADBとともに貢献をしていくということでございます。

こちら、やはり個別の案件の審査に当たりましては、ADBのセーフガード・ポリシーに基づきまして審査を行っていくというものでございまして、JICAとしては、個別投資先に関する環境レビュー等は実施しないという形で考えております。

以上でございます。

○渡辺 若干審査部のほうから、今回ご報告申し上げる趣旨ということを説明申し上げ

げます。皆さんのお手元にJICAガイドラインをお配りしておりますけれども、このカテゴリFIというものです。これはなかなか助言委員の皆様にはお目に触れることはないものですが、13ページに、カテゴリFIプロジェクトの環境社会配慮の手順が記載されておまして、そこには、JICAは金融仲介者等、今回では、例えばADB、あるいはそのファンドのジェネラルパートナーというのですか、あたりになるのですけれども、彼らがきちんとJICAのガイドラインに示す条項を、環境社会配慮を実施することを確認して、それをもってカテゴリFIプロジェクトの審査というものを行っております。これは通常よくあるカテゴリFIプロジェクトなのですから、この今の同じところの第3項のほうに、「対象サブプロジェクトにカテゴリAに分類されるものが含まれることが見込まれる場合、JICAは原則としてカテゴリAのサブプロジェクトについて、その実施に先立ち、カテゴリAで求められているものと同様の環境レビュー及び情報公開を行う」と規定されております。

皆様のお目に触れない理由は、通常のカテゴリFIプロジェクトは、このようなカテゴリA案件を含まない形で案件形成をする場合がほとんどなのです。ですから、カテゴリFIにおける個別の、我々はサブプロジェクトとか、あるいはサブローンと言っていますけれども、その部分をカテゴリAとして助言委員会に諮るという機会はこれまでなかったのです。

ただし、今回のこのADBのケースは、ADBとしてもカテゴリAのものはなるべくやらないようにということでは案件形成をしていきますが、カテゴリAに分類されるようなサブプロジェクトがないとは言えない、要は可能性はあるというのが今の検討状況です。本日ご報告さしあげたい点は、この案件については、このような形でADBが参画しておりますので、かつADBのセーフガード・ポリシー・ステートメントというものの、それはJICAと同等のガイドラインでありますけれども、そちらが適用されて、環境審査あるいはモニタリングというものが行われるということを確認できるということであれば、JICAとしてFI案件としての審査はします。ただし、個別案件でカテゴリAに当たるようなサブプロジェクトの審査等は行わないという例外適用をするという点であります。

以上、事務局からの整理と担当部からの説明となります。

○田中副委員長 初めて聞いたので、なかなか飲み込めないかもしれませんが、どうも、今ご説明いただいたことは、13ページのこの条項に該当しそうだということです。そのことの適合性についていかがでしょうということです。

事務局からのご説明がありましたこの内容について、審議、あるいはご意見、どうぞお出しをいただければと思います。

松本委員どうぞ。

○松本委員 気持ちはわかります。気持ちはわかりますが、これは考えてみると、だったら協調融資も同じじゃないか。何でADBとの協調融資をJICAは別途環境レビュー

しなきゃいかんのだという議論に発展することを考えた場合、そのデマケーションはどのようにお考えでしょうか。

○田中副委員長 今回の質問よろしいですか。

○府川 今回のイニシアチブにつきましては、資金のモビライゼーションのところで非常にスピード感を持って取り組むということでございまして、基本的にはそのファンドなりADBなりの案件発掘、審査に任せるという形でございまして、JICAが審査を行う協調融資とは大きく状況が異なる、ここがポイントでございます。

○渡辺 若干補足しますと、要は、最初の出資の決定をした後に、JICAとして意思決定をする場面がないということなのです。要は意思決定をできないときにおいて、JICAとして環境レビューをすることができない。ですから、第3項の「原則」ではなく、これは「例外」に当てはまるのではないのかという解釈を行うとJICA審査部としても整理しております。

○田中副委員長 石田委員、それから田辺委員お願いします。

○石田委員 簡単なことをお聞きしたいのですが、今スライド1枚ですけれども、一つ前にももう一つスキームがあって、二つご紹介いただきました。それは金額ベースでいくと何パーセントぐらいになるのですか。そのお金を、円借とか。いわゆる私たちが今までここでやってきた、いわゆるインフラ事業を主体とした案件ですよ。要するに無償であげてしまうか、または円借か。それでこういうFIですというのがある訳ですよ、PPPとか。その中で言えば、これは金額ベースで言えばどれぐらいの比率をまず占めるのでしょうか。

○府川 ご質問の趣旨は、このファンドから下の対象セクター企業への投資のところの規模がどれぐらいになるか。

○石田委員 いや、JICA全体。円借が例えば年どれぐらいあるか想像つきませんけれども、まあ3,000億で、無償資金協力が5,000億で8,000億あるじゃないですか。そうすると、こういうPrivate Equity Fundに対する出資というのはどれぐらいで、例えば500億で、それから次のもう一枚めくったADBに出資するお金が1,500なので、8,000分の1,500とかというふうになりますね。おおよそでいいのですが、それを聞きたいのです。

○府川 いずれも検討中ということになりますけれども、JICA有償勘定全体から見れば、そう大きな額ではないと思います。

○石田委員 ただ、今それは金額的にはよくわからないという訳ですね。

○府川 そうですね。まだ決まり切っていないです。

○石田委員 わかりました。

それと、ここもそうですけれども、もう一枚めくっていただけますか。JICAというのは、たしか国際協力銀行と国際協力のグラントをやってきた組織が一緒になって、オールジャパンでやろうとしている訳で、やってきた訳ですよ。かつこういうガイドラインを統一して、これを当てはめて、考えられるプロジェクトについては環境社

会配慮をやりましょうということで、一枚岩でやってきた訳ですけども、ここで、要するに環境社会配慮に対する意思決定がないのが二つもカードで出てくるというのは、原則的にはどうなのですか、ちょっとまずいのではないのでしょうか。

○渡辺 さらに補足をしますと、一つは、JICAとしてFIの審査はするのです。要はこのプロジェクトに対して、カテゴリFIとして実施できるかというところは、通常のFIの案件と同様に、端的に申しますとADBのセーフガード・ポリシーが適用されて、かつそれをちゃんとワークさせるだけの仕組みがあるか、法的な担保があるかといった点は審査します。ただし、その後、出資先が行う環境社会配慮については、そこはADBが入っておりますし、そこは我々と同等のガイドラインを持っているADBに任せるとのことなので、全てを放棄したという訳ではないです。

○石田委員 あと、ついでなのでもう一つ言ってしまうと、例えば、天然資源利用の効率化とか、水資源や農業・林業の利用という分野では、なかなか一枚岩で意見がそろわないので、これまで何十年とかんかんがくがくと、誰のためのプロジェクトかやってきた訳です。

例えば、漁業分野であれば、いろんなコンセッションを中央政府が地方に与えたりしてきましたし、インドネシアでは林業分野で県政府に林業分野のコンセッションなど分与してきましたけれども、誰のためのプロジェクトかというところが、やっぱりコンセンサスがとれないことが多くて。結局、弱い人たちというか、環境社会配慮の定義されている貧しい漁民とか、そういう人たちにしわ寄せがいくことがとても多かったのです。

またこういう絵がでてくると、果たしてその投資家とか、そういう人たちは本当にそこまでやってくれるのかなという気がするのです。それを防ぐとは言いませんけれども、ある程度は、そのマージナルされた人たちを、やはり開発の、穏やかに乗せるために、環境社会配慮委員会がやってきたとは言いませんが、環境社会配慮という考え方がどのプロジェクトにも適用されてきたと思うのですが。これはエクスクルードするものではないかなと思いながら、さっきから見ていたのです。ちょっと言葉がきつ過ぎますけれども、概念的になるとよくわからないので、そこら辺の担保をどのようにしていただけるおつもりなのかというところを聞きたい訳です。

やっぱりきめ細かく、一つ一つのプロジェクトの調査をしたものを審査するというような、面倒くさいプロセスを通りながら見ていかないと、やっぱりそういう人たちの存在だとか、しわ寄せが来ているところは見えないというのが私たちの教訓であり、だからこそ環境社会配慮委員会みたいな、こういう面倒なプロセスがきちんとメインストリームとして出てきたように思うのですが。そこら辺は、このプロセスでも担保されるのでしょうか。

○渡辺 繰り返しの部分もありますが、石田委員がご懸念の点は決してやらないというものではなくて、その部分はADBがとは直接的には言えないのですけれども、ADB

も関与しつつ、ADBのセーフガード・ポリシー・ステートメントに基づいて実施される。我々のガイドラインとADBのガイドラインというのは同等という判断をしておりますので、そのセーフガード・ポリシーがこの事業主としてきちんと実施されるということであれば、我々のガイドラインも守られる。ただし、その判断というものは、この出資のスキーム上、JICAとしてできるものではないので、その部分はお任せしますということでありまして、軽視しているとか、実質ができないという意味ではなくて、その部分をADBのセーフガード・ポリシーに基づいてお任せしますという考え方だと思います。

○石田委員 ご説明は理解できました。

○田中副委員長 後で、田辺委員のご質問とあわせて。カテゴリFIの13ページの1から4までの条項は遵守されるという前提で今ご説明があったという理解でよろしいか、ということをお答えをお願いします。

○渡辺 1、2、4については遵守されます。3も遵守するのですが、この「原則として以下を行う」のところは、例外として行う、本件については例外である。それは今ご説明した理由なののですが、その例外として扱うことが不遵守なのかと言われると、それは遵守であるというふうにこちらは考えておりますけれども、この3番目の「原則として」以下については例外的に、JICAとして個別の投資先については環境レビューを行わない方針です。

○田中副委員長 とりわけ、この「実施に先立ち」というところがどうなのでしょう。事後であれば、こういう環境レビューの情報、あるいはその情報公開を行うということは、この4番のほうで担保する、趣旨はそういうことですか。

○渡辺 4番で担保されるのはFIプロジェクト、最初の我々の出資に対する環境社会配慮。FIに対する環境社会配慮の部分は合意文書締結後にレビュー結果も公表しますし、ウェブサイトで情報公開する。個別の投資先については、我々として環境レビュー等を行わない。ただしADBとして行いますので、ADBの情報公開、かつADBも実施に先立ち、当然環境レビューを行う訳ですが、ADBが公開する情報については、我々のウェブサイトなりからリンクが張られるという形になるということです。

○田中副委員長 ですから、石田委員が懸念されるこの3番のところに何らかの形でJICAがかかわる。全く手放すということではなくて一定の関与、今のような、例えばそこをちゃんと見ることによってサイトに飛んで、JICAの窓口からも入っていけるという形で、JICAが主体的にはしていないけれども、その情報はきちんとJICAの側からもアクセスできるし、あるいはその前段で適切な措置を求めていくことがある。そういうプロセスがあることを明快にさせていただくことができるのか、ある程度の懸念はあると思うのですが。

田辺委員どうぞ、申し訳ない。

○田辺委員 私は10年ほどこのADBとIFCのセーフガード政策を見てきて、まさにこ

こが近年の課題というか、Private Equity Fundを含むFIのサブプロジェクトをどう見るかは、まさに課題が多い分野であると理解しているので、まさにADBですら課題の部分なので、それはきちんと見たほうがいいのではないかと考えている次第です。

質問は二つありますが、ADBがこのカテゴリAのサブプロジェクトを事前に公開するのかどうかはどうなのでしょう。2点目は、先ほど渡辺さんが、「意思決定できない」というふうにおっしゃったんですが、恐らく、そのサブプロジェクトでJICAのガイドライン違反があれば、それは多分投資の引き上げ対象になると思うので、出資することに対して、「その出資は駄目ですよ」という意思決定はできないけれども、「引き上げますよ」という意思決定はできるはずなので、そこは「意思決定できない」というところはどういう意味なのか。今のカテゴリAのガイドライン違反があったときにも引き上げができないのかどうかということをお伺いしたい。

○田中副委員長 二つですね。どうぞ回答をお願いします。

○府川 いただいたご質問の1点目のほうですけれども、基本的にADBのセーフガード・ポリシーに沿って実施するということなので、事前公開もするのだというふうに理解をしておりますけれども、そこは今後確認をしていくところかなというふうに思います。

あと、仮にそのガイドライン違反があったときにというのは、それはまずファンドとして投資先からお金を引き上げるということになるのだと思いますので、JICAがファンドからお金を引き上げるという前の話として、ファンドが投資先から引き上げるということになるのではないかなというふうに思います。

○田辺委員 その意思決定には、JICAとしてファンドに対してレバレッジを持っているのでしょうか。

○府川 そこは持っていないというふうに。

○田辺委員 持っていない。

○府川 はい。

○田辺委員 そうすると、JICAができることはファンドからの引き上げということですよ。ガイドライン上は、違反があれば、要は相手先に対して働きかけて、それでも相手先がガイドラインの違反を続け得るのであれば、それは引き上げもするということなので、つまりJICAとしては引き上げができるという形になりますね。

○府川 そうですね。このファンドはADBのセーフガード・ポリシーを遵守するものという前提で我々は投資を行いますので、もしそれができないということであれば、どのような対策をとるのかということは考えなければいけないということかなと思います。

○田中副委員長 松本委員どうぞ。

○松本委員 二つあって。一つは、これはJICAさんに申し上げてもしょうがないのですけれども、だったら直接出資国債で、財務相がADBに資金を増やせばいいじゃない

か。何でJICAがわざわざ出資をしなきゃいけないのか全くわからない。そっちのほう
がずっとシンプルで、ADBが意思決定すればいいじゃないかと思いますので、JICAが
これに相乗りすることの意味というのもいまだによくわからないというのが一つ目で、
これはJICAさんに聞くべき話かわからないですし、別の場で聞いてみたいと思います
が。

二つ目は、どの部分を除外するのが、まだよくわからないのです。今回、その3番
目を除外するとなると、手続的には環境レビューはしない、情報公開はしないという
ことになるかもしれませんが、その環境アセスメントに含まれている要件であるとか、
そうした要件部分について、例えば住民が移転先でちゃんと生計を回復できていると
か、手続ではなくて、実質的な内容面でJICAのガイドラインに違反している場合、そ
の人たちはJICAに異議申し立てをできるのかどうか。そうした点、つまり除外される
のは手続の簡素化なのか、それとも、そもそもこのJICAのガイドラインは、今言った
1、2を除いて適用が全くされなくなるのか、その辺はどのようにお考えなのかという
のが二つ目の質問です。

○渡辺 2点目ですけれども、これは我々の出資についてはJICAのガイドラインが適
用されるということになりますので、個別の投資先についてはADBのセーフガード・
ポリシー・ステートメントが適用されるということになります。

仮に、サブプロジェクトで何か問題というのですか、何か起きた場合はどうなるか
という、我々の今の見解は、最初は当然ADBに行くということだと思いますけれど
も、我々としても責任は逃れられないので、異議申し立てにかかり得と考えており
ます。

○田中副委員長 一つ目のご質問といいますか、疑問についてはいかがでしょうか。
つまり、何でこのJICAがこういうスキームに乗らざるを得ないのでしょうかという。

○府川 恐らく、松本委員はいろんなチャンネルをお持ちでいらっしゃるかと思うの
で、私より適切なお答えをできる方にアプローチしていただいたほうがと思います。

○田中副委員長 松本委員に解説してもらいますか。

○松本委員 私もよくわかりません。

○田中副委員長 つまり、JICAがこういうことを意思決定といいますか、つまりADB
のフレームに乗りたい。この背景です。最初にもう一人の調査役のほうでご説明があ
ったのですが、そこがよくわからないので、もう一回ご説明してくださいということ
かもしれませんけれども。

○廣嶋 今も日本政府のイニシアチブですというところを冒頭ご説明させていただきました
けれども、さまざまな形でアジア地域におけるPPPインフラ投資を高めていこう
というような取り組みがなされております。そのうちの 하나가、例えば同じ日本の
機関のJBICさんの融資強化であったり、また別のものが私どもJICAの海外投融資の能
力強化であります。より事業規模が大きく、この分野での知見も相対的には積んでき

ているADBのノウハウと、あとはJICAの現場経験やネットワーク、日本のさまざまな民間企業のノウハウなどをうまく動員をしながら、ADBとのコラボレーションで、さらにアジア地域での民間投資を拡大していく、そうした期待からJICAもしっかり巻き込んだ形の一つフレームワークが提案されてきているという認識であります。ただ、正確な認識につきましては、やはり日本政府のほうが、より正しい、正確な答えを持っておろうかとは思います。

○田中副委員長 ということのようです。

日比委員どうぞ。

○日比委員 この2件のファンドへの出資がいいのか悪いのかの判断というのは、さっぱりわからないところではあるのですけれども。ただ、ここのガイドライン、この助言委員会のマנדートとしてのガイドラインがちゃんと担保されるのかどうかというところで、このカテゴリFIの3項については、先ほどのご説明を私の理解した限りでは、「そもそもやりようがないので」というのと、「まあADBだからちゃんとやるでしょう」というふうに聞こえたのですけれども。

とはいえ、ADBはちゃんとやるかやらないかは別にして、やっぱりセーフガードの、それをやらなかった場合どうするのかというのを、原則的にやらないといけないことを例外的にやらない以上は、できなかった場合のどうする、何を基準でどういう次のステップを踏むのかというのは、事前に明確にしておくべきではないかなというふうに感じます。この中身自体はよくわからないのですけれども、手続に対する考え方として。それで初めて、「例外的な適応をします」というふうに言えるのではないかなというふうに考えますけれどもいかがでしょうか。

○府川 お答えとしては、先ほど田辺委員のご指摘に対するものと同じようになるかと思えますけれども、我々としてはADBのガイドラインが適用されるという前提で出資判断を行うということでございます。仮にそれがワークしていないところがあれば、その時点でファンドに申し入れるとか、何らかの方策を考えていくということになると思えます。そこはファンドのパートナーとして発言力等々はございますので。

○日比委員 ありがとうございます。そもそもセーフガードというのは、JICAのセーフガードというのはADBのセーフガードがちゃんと発揮するのが前提ですけどそれがうまくいかなかったときにどうするかなので、この場合ADBのセーフガードがうまくいかなかったときどうするかというのを明確にして、初めてこの原則の中の一つは例外的に適用しないということも、考え方としてはあり得るのかなと思うのですけれども。そのうまくいかなかった場合どうするかというのを、今のお答えだと、「申し入れとかで」ということだったのですけれども、そこはやっぱり事前に、「そういう場合には、こういう判断基準のもとにこういうことをします」と、もっと具体的なプランをお示しいただけないものかということです。

○府川 どのような形で、その違反もしくは遵守されていないという状況が発現する

のかというのは非常にケースバイケースだと思うので、それをこの時点で完全に場合分けして、「このときはこうします」というふうに示すという、そこは難しいというふうに考えております。

○田中副委員長 二宮委員どうぞ。

○二宮委員 今の日比委員のご発言に関連してなのですが、今おっしゃったことは、だからこそ、逆に言うとJICAがこのガイドラインのFIプロジェクトの3番に書いてあることにきちっとこだわって、どういう問題が起きているのかというのはJICA独自で精査するという必要があるのではないかと思います。今、先ほどこれをスキップする一つの大きな理由は、スピード感を持って、投資行為なのでやらなきゃいけないということ、ご発言があったと思いますけれども、もしそうであれば、逆に言うと、スピード感もそうだと思いますし、実際にはビジネスの要素が入るので、いろいろ公開できる情報や何かに制限があるということかもしれませんけれども、そうであるならば、今まさに日比委員がおっしゃるように、どこまでをきちっと確認をしたり、あるいはJICAとして担保を求めていくのかということ、やっぱりこの機会にしっかり議論をしておく必要があると思います。

PPPの案件が増えてきていて、これ以外にも援助案件にビジネス的要素が入ってくるときに、どういうふうにこの環境社会配慮ガイドラインを機能させていくかということについては、中間の見直しのときにも大きな議論になりましたし、これまでもJICAあるいはこの助言委員会の問題意識の中にも共有されてきていることなので、ここをこの1回の説明で、こうやってスキップをするということを、なかなか簡単に承服できないのではないかなという気が、印象が私にはあります。すみません、意見になってしまいました。

○渡辺 コメントありがとうございます。二宮委員の点でいうと、迅速性は背景として挙げられたとしても、我々は、それがあろうということではなくて、前提としては、先ほどから申しているとおり、ADBのセーフガード・ポリシーがきちんと実施されるということが法的、あるいは体制的に担保されるような形であるので、我々としてその部分は、言葉は悪いですが、委託というのですか、お任せしても大丈夫だというふうに判断しているということです。

また本件に関してご報告という形にさせていただいているのは、助言委員会の場はこの点を議論する場なのかなというところについては、そうではないと判断して、ここについては、今後こういうこともありますという事前の了解という大変なのですが、事前にお伝えしておきたかったという趣旨のご報告であります。

○二宮委員 しつこいようですが、スピード感だけではないということでしたけれども、そうであるならば、この3番の要件があるので、カテゴリAに分類されるものがあればJICAとしてのプロセスを、一定のスピード感を持ちながらも、やらせていただきますよということ言えばいい話かなというふうに思ったりもするのですけれど

ども。その辺のところは、ADBのセーフガード・ポリシーの内容は信頼できるものであるかもしれませんが、JICAはJICAで、バイで援助をするという中で、一定の矜持を持ってこのガイドラインを運用している訳ですから、「ADBがちゃんとしてくれるでしょう」というのは、何かやっぱり違和感がある。すみません、ここで議論することじゃないかもしれませんが、そういう印象を持ちました。

○松本委員 その議論の中に加えていただければと思うのですが。確認ですけれども、金融仲介者は、この場合ADBなのですか。つまり実際にJICAがお金を出すのは、今のお話を聞くとADBに出すようには思えないのですが、金融仲介者はどこになりますか。

○府川 こちらのスライドのほうがファンドです。これが一つの法人格を得ますけれども、ジェネラルパートナーというのがこの右のほうにございますが、その中の三つのうちの一つがADBであるということでもあります。

一方、もう一つのほう。こちらのほうはADBが案件の発掘・審査を行うということで、これはもうADBというふうに考えていただいて結構でございます。

その上で、二宮委員からのご指摘のところですが、やはりこれは仕組みとして審査をこちらの、ADBのケースだったらこれはADBに任せる。また、こちらのファンドのほうであれば、このファンドが行うということですので、そこは、そのプロセスとしてJICAがそこに絡むということは、仕組みとしてできないというたてつけでございまして。そういう案件が是なのか非なのかというお話、それは別な場になるかと思うので、後は外させていただいて、そこはもう仕組みとしてこういうものだということでございます。

ただ、この仕組みで問題があるかという、いや、そこはそのADBのルールがちゃんと適用されるし、我々はそのを見ていくということなのだと思います。

○田中副委員長 柴田委員どうぞ。

○柴田委員 ご報告ということで、審議ではないということだったのですが、私も全然詳しくないので教えていただきたいのが、例えば、今、金融仲介者は誰なのかというお話だったんですが、そのPEファンドという法人格になる訳ですね。このお金のスキームの中で、ADBのセーフガード・ポリシー・ステートメントが適用されるので、そこで担保されるのですよという話はわかるんですが、それはつまり、例えばADBからファンドへの出資の段階においては、もう100%ADBのセーフガード・ポリシー・ステートメントが適用されるのは理解できるのですが、そのファンドから先の個別の投資の部分、あるいはサブプロジェクトの部分において、そのADBのセーフガード・ポリシー・ステートメントが100%適用されるのですよというところは、何か担保されるものがあるんでしょうか。

というのは、いわば、つまりそのファンドの運用においてADBがイニシアチブを持っているファンドマネージャーでなければ、多分なかなかそういうことはあり得ないと思うのですが、そこは何か担保されるルールというものが、もう事前に確定

しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○府川 おっしゃるとおりで、ここは規約で定められているということと、あと、このファンドの運営委員会にはADBが入っておりますので、そこで担保されるということです。

○柴田委員 そうすると、例えばADBのセーフガード・ポリシー・ステートメントにJICAのFIの、今議論している3番みたいな項目があって、それをスキップするみたいな事態が発生するということはある得ないということですね。

○府川 ええ、そういうことはない。そもそもファンドから見れば、この企業へのファイナンスというのはFIにはなり得ないものでございますので、Aなのか、Bなのか、Cなのかと。

○柴田委員 ファンドにとってはそうですよね。ADBにとってもそこは同じなのですか。

○府川 このPEファンドに出資したADBがどうしたか。

○柴田委員 そうです、はい。

○府川 すみません、そこは未確認です。FIにしたのかどうかということですね。

○柴田委員 そうですね。そのFIというスキームなのかどうかはまた別にして、そのファンドからの投資の部分に対して、ADBのセーフガード・ポリシー・ステートメントが必ず適用される。

○府川 はい。

○柴田委員 そこはもう決まっているということなのですね。

○府川 はい。

○柴田委員 わかりました。

○日比委員 今のところでもう一度確認まで。そのセーフガード・ポリシーが適用されているのが決まっているのはどういう形。例えば、投資家Aさんが、「いや、そんなに細かいことを言わずにやってもらわないと」と言って、ADBが抗し切れないということは、その規約上、契約上、制度上、絶対起こり得ない形になっているということでおっしゃっているという理解でよろしいですか。

例えば、そのマジョリティーを投資家Aさんが出資額として持っている、持ったケースで、「そんなややこしいことはいい。どんどんやれ」ということになり得ないのかと。

○府川 そこは規約に書いてあることなので、その不遵守ということになってしまうのだと思います。仮に投資家Aの思いで違うことをやろうとしても、そこは規約違反ということになります。

○日比委員 その規約というのがよくわからなかったのであれですが、誰と誰の規約ですか。

○府川 出資者間の契約書になります。

○日比委員 出資者間の契約で、それはそのファンドを運営する上での契約事項ということでしょうか。

○府川 そうです。

○日比委員 そこにADBのセーフガード・ポリシーが適用され、それに社会環境配慮はそれを通して担保されるということが明記されているという理解ですね。

○府川 はい。

○日比委員 わかりました。ありがとうございます。

○田中副委員長 私のほうも軽い質問です。これは、案件ごとにこういうファンドが組まれるのですか。例えば、何々インフラ事業、鉄道整備インフラ事業ということですよ。A事業そのものにこういう何人かの、あるいは主体が集まってお金を出し合う。そういう案件ごとに組まれるという理解でよろしいですか。

○府川 いえ、ファンドですので、複数の出資先がこの下にぶら下がってくる形になります。

○田中副委員長 そうすると、ある意味金額の大きなバンクを作って、そこに幾つもの案件がぶら下がるということですか。

○府川 そうです。

○田中副委員長 それで案件ごとに、今問題になっているADBのセーフガード・ポリシーに基づいた年次報告書のようなものというのは上がってくるのですか。そういう仕組みにはなっているのですか。

○府川 このファンドからですか。

○田中副委員長 はい。

○府川 なっています。

○田中副委員長 そうですか。つまりそういう形でモニタリングをしていかないといけないですね。JICAは出資者の一人として、そのモニタリング状況をちゃんと見ていくという必要があるのだと思うのです。

繰り返します。そうするとこれは、JICAは何年間にわたって何千億か何百億か出すというスキームになるのですか。

○府川 はい。一定の年限でクローズする形のファンドになっています。

○田中副委員長 そうすると、そのところは、この出資先ファンドにこれだけお金を出しましたということが公開されて、そのファンドはこういうことに、事業にお金を使っていますということで、AからEまであるかも、その5事業に。その5事業それぞれについて、きちんとしたモニタリングをしていく。そのモニタリングした結果はJICAに報告がされる。そういうスキームはあるのですか。

○府川 はい。

○田中副委員長 ということがあれば、事後確認は可能であるということですね。

それからもう一つ。先ほどこれは松本委員からあったと思いますが、つまりそのプ

プロジェクトの一つのAプロジェクトであるトラブルといいますか、緊張関係ができて、例えば異議申し立てが出たとした場合には、これはJICAにもその異議申し立てが入ってくる可能性もある、そういうスキームになるのですか。

○渡辺 そこはガイドラインの適用をしている以上、異議申し立ての対象になり得ると考えております。

あと、田中先生の先ほどのモニタリングのところで言いますと、カテゴリFIとしてのJICAのモニタリング責任はありますので、どういう形でというのは今後契約なりで決めていくことになりますし、あるいは守秘義務なんかもありますので、必ずしも全ての情報じゃないかもしれないですけども、そういう意味での、始まった後のモニタリングの義務はJICAにあると考えております。

○田中副委員長 そこは協定の際に、ぜひ求めてほしいと思うのです。そういう条項を入れてもらって、とりわけ環境社会配慮面について、どういうプロジェクトに投資をしたかということと、そのプロジェクトの結果、環境社会配慮の状況がどうなっているか、あるいは今言った異議申し立て等の、そういうことについてきちんと年次報告をしていただいて、それがJICAにもちゃんと伝わってくるということかと思うのです。

○松本委員 だとするとお願いがあるのですが。2002年にJBICのガイドラインを改訂するときのたてつけの大前提というのがあって、それはそのFIで当時タイのサムット・プラカン汚水処理プロジェクトの問題が起き、それをどうするかといったときに、基本的にサブプロジェクトがわかっているものはカテゴリ分類しますと。そのことによって、それ以降のガイドラインの書き方をシンプルにできる。つまりFIを細かく考える必要がなく、FIというのはサブプロジェクトがわからないプロジェクトであるというふうにすることで、それ以降のガイドラインの書き方を一貫してカテゴリ分類ABCで議論ができるようになったのです。

このFIの例外を認めた上で、渡辺課長がおっしゃるような、ガイドラインは適用していますということになった場合、例えば、このファンドが出すお金が大規模な住民移転を伴うような、あるいは環境破壊を、環境の大きな変容を及ぼすような事業にファンドがお金を出す場合と、人材育成に出すような場合の区別がつかなくなってしまう訳です。見かけ上、両方ともカテゴリーFIというふうになってしまうから。

なので、どうしてもこのスキームを導入するのであれば、やはりこのスキームは例外ですので、FIでありながら、ADBがどのようにカテゴリ进行分类しているか、もしくは疑似カテゴリというか、「FIではあるけれども、このままプロジェクトとしてカテゴリ分類すれば、これはA相当であろう」とか、「B相当であろう」とかというものがないと、その後、どういうものをJICAとして守るべきかというものが、その後に規定がないので、やはりそこは例外であるのであれば、運用上も何らかの工夫がないと、JICAのセーフガードを我々が担保する見取り図がないというふうに私としては思いま

す。

○渡辺 松本委員のご意見は、FIとしつつも、何か「カテゴリA相当のものを含み得る」みたいなものが我々のレビュー結果の中に入ってくる、そういう意味でしょうか。

○松本委員 個々の案件について、「これはカテゴリA相当だな」とか、「B相当だな」という、シャドースクリーニングじゃないけれども。あるいはADBの、「自動的にこの場合こうなる」とかというふうなものでもいいですが、FIのままだと、その後に何の記述もないので、それをしてもらわない限りにおいては、異議申し立てをしようにも、そのリファアーするものがあまりに不明確で不透明なので、その後の議論をしにくいかなというふうに私は思います。

○渡辺 特にポイントになるのはカテゴリA相当のものだと思いますけれども、そこに対する判断なり情報公開なりをどういう形で行うのかという点については、我々のほうでも検討してみたいと思います。

○田中副委員長 今、松本委員がおっしゃられたのは、あそこのファンドがプロジェクトに出しますよね、AプロジェクトはカテゴリA相当だと。BプロジェクトはカテゴリB相当だ。またCはカテゴリA相当に当たる。それからEは何とかと。ちゃんという把握をしてくださいね。その把握をした上で、それぞれのプロジェクトにどういう課題、問題があるかということも、年次報告を通じてモニタリングをしていってください。

そうすると、単にこれはもうFIプロジェクトだから、ブラックボックスでお金を出していますけれども、そこから先はADBに任せていますという体制ではなくて、きちんとプロジェクトごとに、事後的であるけれどもモニタリングができる、そういう趣旨のことをおっしゃられたということですか。どうでしょうか。そういうスキームを、あるいはモニタリングのスキームをきちんと担保するように、ぜひADBとの調整、あるいはファンドとの調整の段階で、「JICAとしてはこうしていただきたい」という、私はそういう意向を持った訳ですが。

○渡辺 ファンドが最終的にどういうところに我々のお金を充当したかというところの情報はありますので、それをもとに我々として出すというよりは、その情報をADBのリンクを張りつつ、「このプロジェクトに資金を使っています」みたいな情報の公開の仕方というのですか、それについては検討できると思います。

○作本副委員長 このファンドの性格なのですからけれども、例えばもう一つのほうの図の中ではADBの中にお金を出すということで、ADBのガイドラインがまず真正面から適用されるだろうと。ちょっと安心感はあるのですけれども、こっちというのは異議申し立ての、そういうような議論になったときにADBにそういう議論の場が残る。

ただ、こちらの場合は民間の投資家のお金が入りますよね。でき上がったファンドも民間かもしれませんね。ああいう国際機関とは全く違う。そういうようなときに、ここに守秘義務とかそういうような権利が彼らの側には生まれてくるので、ガイドラ

インを当然のように適用してという点では、かなり約款次第になるのではないかと。その約款をまず公表してもらうことと、先ほどのJICAの側から見てそれを公表してもらうのではなくて、この団体自体がまた新しい、民間のファンド機関を作る訳ですから、これ自体の行動を、やはり見える化をしてもらわないと、これは官民一緒になっていきますので、「JICAのほうに情報提供してよ、流してよ」だけでは不足になるんじゃないかなという気がします。

そのためにPEファンドというのを、これは民間の資本も入るのだとするならば、約款を公表してもらう、公開してもらって、ここにも、今JICAさんとか世銀が持っているような仕組みを、やっぱり世銀をまねると言いつつも、できるだけ自分自身に取り入れてもらうのですね、そのような仕組みが必要になるんじゃないかなと思うのですけれども。意見ですが。

○府川 そうですね。今回これは通常のファンド、すなわちPrivate Equity Fundという形をとっています。通常、そのPrivate Equity Fundというのは、民間の投資家さんが投資をしてファンドを立ち上げる。それでもって、複数の投資候補案件に投資をしていくというものでありまして、今回はそこにADBが極めて主体的に、ファンド運営者として、またその大口出資者として入ることによって、そのADB的な仕組みを取り込んだものということなので、むしろ、通常のファンドにADBがアディショナルリティーを与えている案件というふうに考えていただければよいのではないかなというふうに思います。

あと、約款の公表のところは、守秘義務等々との関係がございますし、これはどうかというふうには思いますけれども、一方で、先ほど渡辺からご説明しましたように、その結果のところについての情報を何らかの形で見える化していくというところについて検討を進めていくということかなというふうに思います。

○田中副委員長 よろしいですか。大分皆さんからもご意見をいただきました。よろしければ。

何か、宮崎次長。

○宮崎 皆さんいろいろご意見をありがとうございました。私がびっくりしてしまったのは、すごく皆さん、何かとんでもないものを議題に上げられたという感じで、我々が何かを非常に飛ばそう、スキップしようとしているのではないかと心配されたのではないかと思います。まずそういった意味はございません。スキップするのだったら黙ってやってしまえばいいようなものですが、そうせずきちんとご説明させていただいているものです。

FIのプロジェクトについて、今までかけさせていただいたことがないので余計わかりにくかった上に、FIの中でも、単純にどこかの金融機関に貸して、そこから貸す案件であったら簡単ですけれども、こういうファンドもので、いろんな人が出資したりしている案件なので非常にややこしいのです。ADBがその一部を出していたり、もう

一つの案件はADBそのものに対してお金を渡す格好になっています。ですので、非常に驚かれたのかもしれませんが、JICAの年報を見ていただきますと、FI案件は大体年間10件ぐらいはカテゴリ分類しております。それは実際にローンアグリーメント等々に結びついているかどうかというのは別ですけれども、大体年間それぐらいはあり、審査部としても、FIに関してはカテゴリA案件というものがありますと、プロセスがやはりいろいろありますので、サブプロジェクトにA案件を含めないように非常にしっかり見るようにしております。ですが、本件についてはA案件が入る可能性があるということです。しかしながら、出資、ファンドものということもあって、スピードだけではありませんが、いろいろ守秘義務等の問題もありますので、全部つまびらかにできない部分もございます。ただし、それだけですと審査部としては納得いかない訳ですが、ここには同じ国際標準のADBがかかわっていて、仮にA案件であったとしても、ADBのやり方に則って情報公開されるということが担保されておりますので、その情報とJICAホームページでリンクを張ることで、何とか我々の手続を行ったということにできないかということで、今日ご相談させていただいたということになります。

先ほど田辺委員のほうから、ADBのこういった案件のサブプロジェクトものにもいろいろ問題があるのだよという話をいただきましたので、より注意深く、身を引き締めて見なければいけないと思っておりますけれども、基本、JICA自身のやり方を網羅できており、一部の、先ほどのガイドラインのFIプロジェクトの3ポツのところだけはADBのところを借りてやらせていただくというやり方をしたいと思っておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○田中副委員長 ということで、決意表明がありましたがいかがでしょう。

日比さんどうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。

改めて今、特にこっちのPEファンドのほうの概要というのを読んでいたのですが、このファンドの目的は何でしょうか。気候変動対策の促進を図るような事業に投資するファンドなのでしょうか。それとも、上にあるような再生可能エネルギーとかクリーンテクノロジー、ここに挙げて、こういうセクターに投資をする。何を通してリターンを得ようとするファンドなのか。ここの部分をちょっと教えてください。

○府川 対象は企業なのです。すなわち、例えばインドだったりタイだったり再生可能エネルギー事業をやっている企業さんとか、あるいはそのクリーンテクノロジーをやっている企業さん。そこに投資をするということです。

PEファンドですので、未上場の企業に投資を行う。そこが上場したり、あるいはバリュアップを経てほかに売却をしたときにキャピタルゲインが生じるという、そこがファンドの収益の源泉ということになります。その意味では、通常のPrivate Equity Fundの形式をとっています。

○日比委員 だけれども、その企業の事業というのは、基本的には気候変動対策に資するような事業だということなのでしょうか。

○府川 そうですね。まさにここに書いたとおり、再エネであったりクリーンテクノロジーであったり、あるいは資源利用の効率化とかいったものを想定しているということです。

○田中副委員長 そろそろ予定の時間が5時半でございまして、おおよそ時間もまいりましたし、いろいろご質問、それからご意見も出させていただきました。また企画部のほうからいろいろなお答えをいただきながら、こちらのほうの委員の側の意見、コメントも受けとめていただいたように思います。また次長からもそのような趣旨のご説明がありました。

よろしいでしょうか。ということで、この案件の、報告事項に対する私どもの意見というのは、こんな形でひとまとめということでさせていただきたいと思います。

それでは、この件はそういうことでございます。ありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールその他で閉会にしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺 最後になりますけれども、次回の全体会合は10月5日月曜日になります。今回は、時間は同じ2時半から、今回は場所がとれなくて恐縮だったのですが、次回はいつもとおりJICA本部、具体的な会議室につきましては113会議室ということになりますので、また事務局のほうから、時期が近づきましたらご連絡さしあげたいと思います。

では、ちょうど3時間たちましたけれども、本日の助言委員会全体会合をこれで終わらせていただきたいと思います。どうも長時間にわたりありがとうございました。

午後5時30分閉会